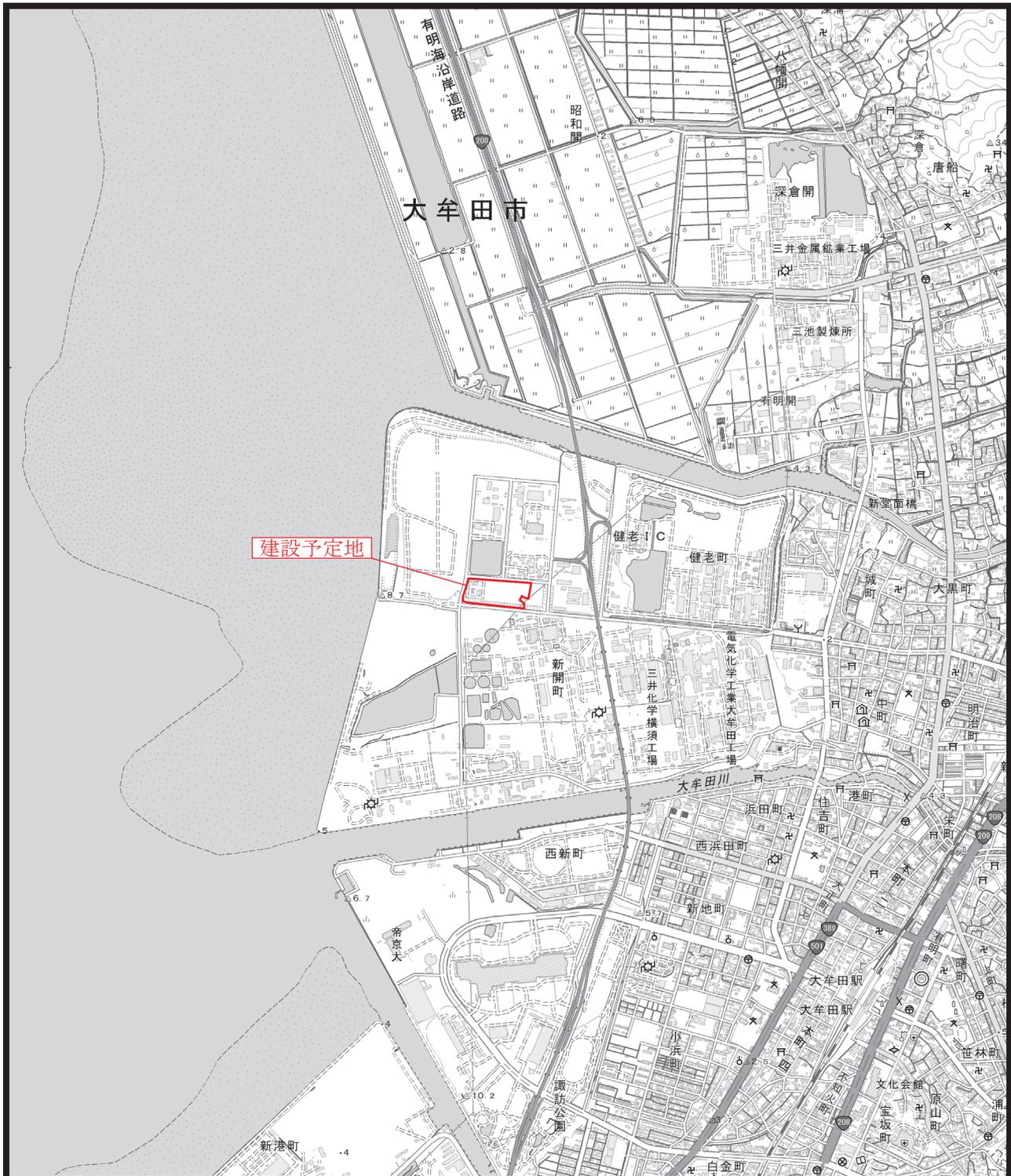


第2章 周辺地域の環境の特性

対象事業を実施しようとする地域及びその周辺の概況及び基礎的な環境特性を把握するにあたっては、建設予定地及びその周辺の範囲を対象とした（図 2-1 参照）。

なお、統計資料等の既存資料のうち、市町村単位で公表されているデータについては、大牟田市及び荒尾市を対象とした。



凡例

: 建設予定地



S = 1:25,000

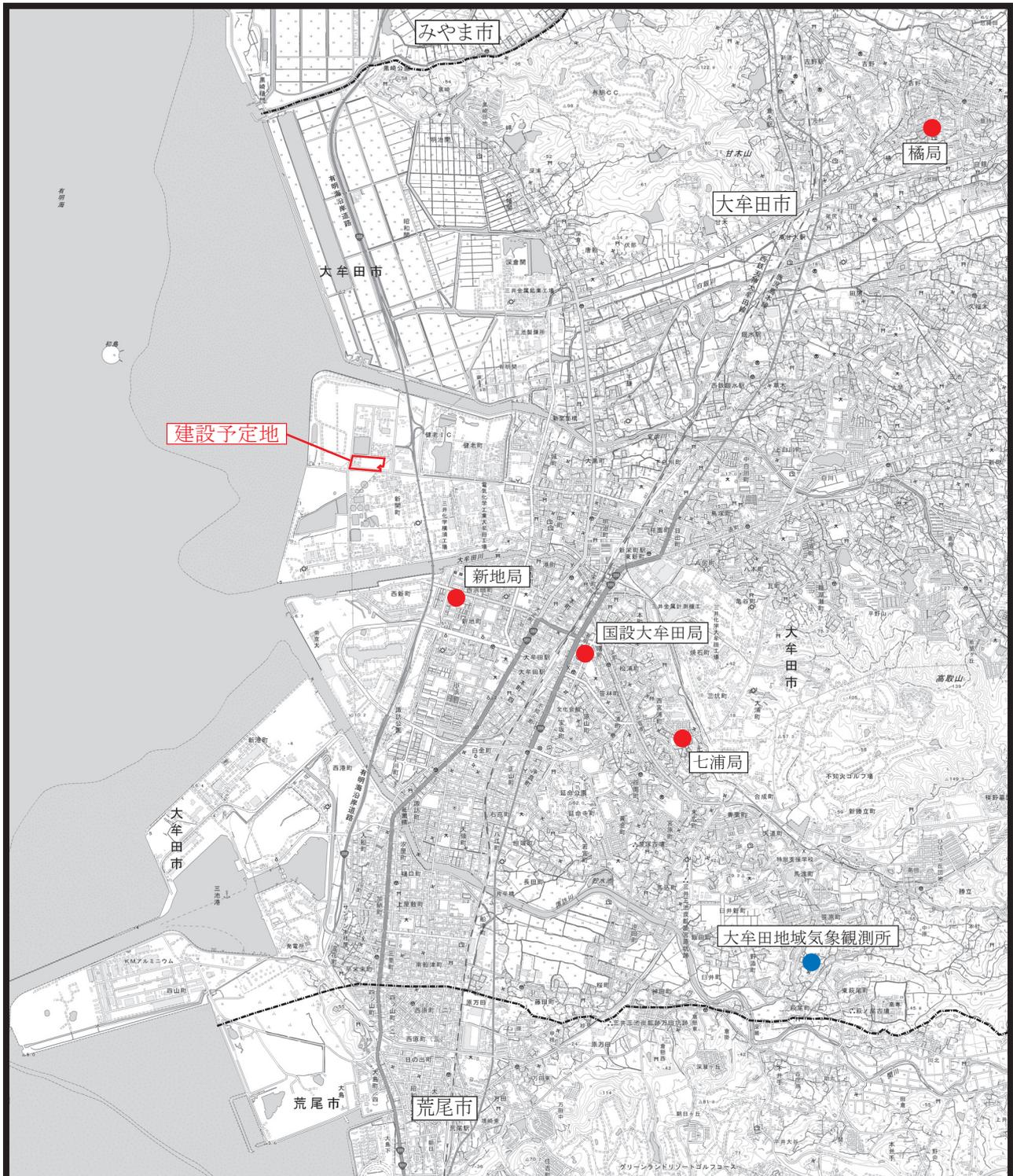


図2-1 建設予定地の位置図

1 自然的状況に係る項目

1.1 大気環境

建設予定地周辺の地域気象観測所、一般環境大気測定局の大気環境測定地点は図 2.1.1-1 に示すとおりである。



凡例

- : 建設予定地
- : 市界
- : 地域気象観測所
- : 一般環境大気測定局



S = 1 : 50,000

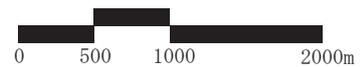


図2.1.1-1 建設予定地周辺における地域気象観測所、一般環境大気測定局の位置

1) 気象

建設予定地周辺における観測地点として、最寄りの大牟田地域気象観測所の観測データを次頁以降に示す。

(1) 風向・風速

大牟田地域気象観測所における令和4年の年間風配図は図2.1.1-2に、風向別の出現率及び平均風速については、表2.1.1-1に示すとおりである。

年間の風向は北及び東の出現率が高く、平均風速は1.9m/sとなっていた。

月別で見ると、秋季から冬季にかけて北からの風が多く、春季から夏季は東または南からの風が多く見られた。

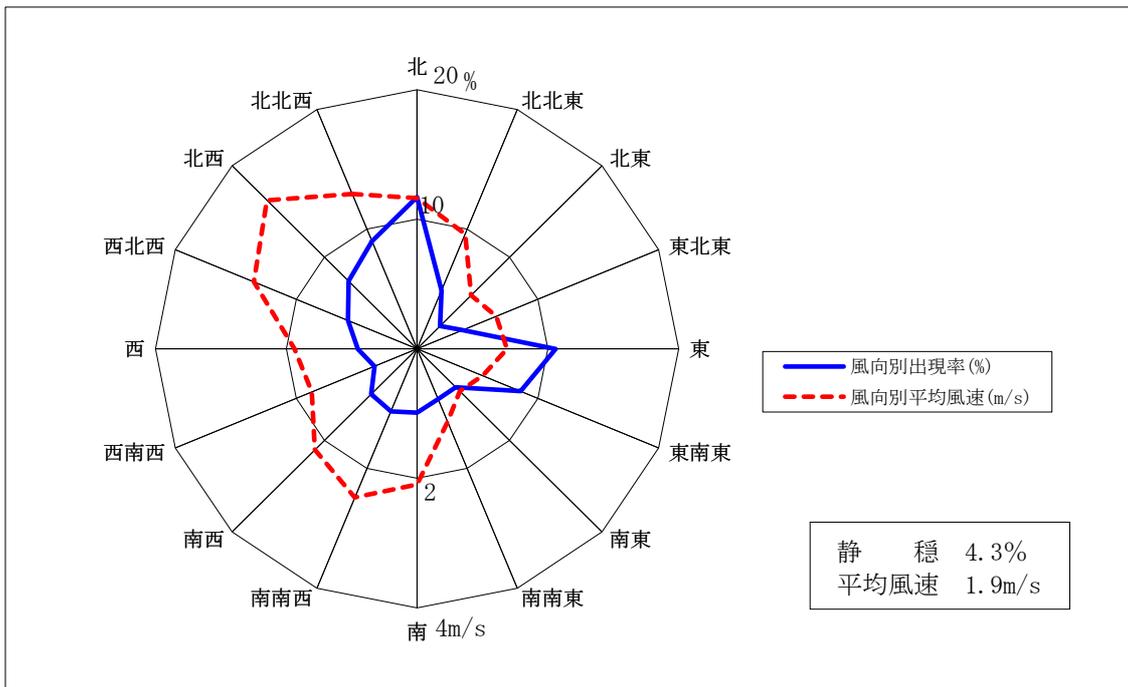


図 2.1.1-2 年間風配図（令和4年）：大牟田地域気象観測所

出典：気象庁ホームページ 大牟田地域気象観測所

表 2.1.1-1 月別最多風向及び月別平均風速

年	1月		2月		3月		4月		5月		6月	
	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向
令和4年	1.9	北西	2.4	北西	1.8	東	2.2	北	1.6	東	1.9	南
年	7月		8月		9月		10月		11月		12月	
	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向
令和4年	1.8	東	1.7	南南西	2.2	北	1.8	北	1.4	北	2.2	北西

出典：気象庁ホームページ 大牟田地域気象観測所

(2) 気温、降水量

大牟田気象観測所における気温及び降水量は、表 2.1.1-2 に示すとおりである。
年平均気温は 16.1℃～17.2℃であり、年間降水量は 1,638.5～2,954.5mm であった。

表 2.1.1-2 気温及び降水量(大牟田地域気象観測所)

年次	気温 (℃)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
平成25年	16.5	36.7	-5.0	1,870.0
26年	16.1	36.4	-4.7	1,798.0
27年	16.4	35.8	-2.9	2,449.0
28年	17.2	37.5	-7.4	2,411.0
29年	16.3	36.0	-4.7	1,638.5
30年	16.7	36.8	-5.9	1,905.5
31年(令和元年)	16.9	36.3	-3.2	1,752.0
令和2年	16.7	35.8	-3.5	2,954.5
令和3年	17.0	35.2	-5.5	2,335.5
令和4年	16.8	36.0	-4.7	1,670.5

出典：気象庁ホームページ 大牟田地域気象観測所

2) 大気質

(1) 大気測定局

建設予定地周辺に設置されている一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局において、令和3年度の測定項目は表 2.1.1-3 に示すとおりである（測定局の位置については、図 2.1.1-1 参照）。

また、令和3年度測定結果は、表 2.1.1-4 に示すとおりである。

令和3年度の測定結果をみると、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、環境基準を満足していた。

光化学オキシダント（O_x）については、いずれの地点も環境基準を満足していなかった。

非メタン炭化水素（NMHC）については、環境基準は設定されていないが、光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針が設けられている。令和3年度における非メタン炭化水素の結果は、指針を満足していなかった。

表 2.1.1-3 大気測定局における測定項目

測定局		測定項目								
		二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	非メタン炭化水素	炭化水素	
一般局	国設大牟田	○	○	○	○	○	○	○	○	
	新地	○	○	—	○	—	○	—	—	
	七浦	○	—	—	○	○	—	○	○	
	橘	○	○	—	○	○	—	—	—	

注：窒素酸化物は一酸化窒素と二酸化窒素の測定

出典：福岡県HP 公害関係測定結果（令和4年度版）

表 2.1.1-4(1/10) 二酸化硫黄の状況

測定局	有効測定日数	年平均値	短期的評価				長期的評価			環境基準	
			1時間値が0.10ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた時間数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況 ^注		
			時間	%	日	%					ppm
一般局	国設大牟田	363	0.001	0	0.0	0	0.0	0.004	○	○	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
	七浦	350	0.001	0	0.0	0	0.0	0.004	○	○	
	新地	364	0.002	0	0.0	0	0.0	0.003	○	○	
	橘	359	0.001	0	0.0	0	0.0	0.003	○	○	

注：年間の1時間値の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している（長期的評価）。

出典：公害関係測定結果（令和4年度版 福岡県HP）

表 2.1.1-4(2/10) 二酸化窒素の状況

測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	長期的評価		環境基準	
			日	%	日	%		日平均値の年間98%値	環境基準達成状況 ^注		
											日
一般局	国設大牟田	359	0.007	0	0.0	0	0.0	0.062	0.019	○	1時間値の1日平均値0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
	新地	365	0.011	0	0.0	0	0.0	0.092	0.028	○	
	橘	364	0.005	0	0.0	0	0.0	0.040	0.012	○	

注：年間の1時間値の日平均値の98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している（長期的評価）。

出典：公害関係測定結果（令和4年度版 福岡県HP）

表 2. 1. 1-4 (3/10) 一酸化窒素の状況

測定局		有効測定日数	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値
		日	ppm	ppm	ppm
一般局	国設大牟田	359	0.003	0.200	0.014
	新地	365	0.008	0.392	0.036
	橘	364	0.001	0.045	0.003

出典：公害関係測定結果（令和4年度版 福岡県HP）

表 2. 1. 1-4 (4/10) 窒素酸化物の状況

測定局		有効測定日数	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値
		日	ppm	ppm	ppm
一般局	国設大牟田	359	0.010	0.239	0.034
	新地	365	0.020	0.448	0.065
	橘	364	0.006	0.082	0.015

出典：公害関係測定結果（令和4年度版 福岡県HP）

表 2. 1. 1-4 (5/10) 一酸化炭素の状況

測定局		有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有・無	環境基準の長期評価による日平均値10ppmを超えた日数
					時間	%	日	%				
日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日		
一般局	国設大牟田	364	8,694	0.2	0.0	0.0	0	0.0	2.3	0.4	○	0

出典：公害関係測定結果（令和4年度版 福岡県HP）

表 2. 1. 1-4(6/10) 浮遊粒子状物質の状況

測定局	有効測定日数	年平均値	短期的評価				長期的評価			環境基準	
			1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況 ^注		
			時間	%	日	%	mg/m ³	有×・無○	○・×		
一般局	国設大牟田	364	0.012	0	0.0	0	0.0	0.026	○	○	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値0.20mg/m ³ 以下であること。
	七浦	363	0.016	0	0.0	0	0.0	0.034	○	○	
	新地	364	0.017	0	0.0	0	0.0	0.035	○	○	
	橘	365	0.015	0	0.0	0	0.0	0.030	○	○	

注：年間の1時間値の日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している(長期的評価)。

出典：公害関係測定結果(令和4年度版 福岡県HP)

表 2. 1. 1-4(7/10) 光化学オキシダントの状況

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間の年平均値	短期的評価		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間	昼間の1時間値の最高値	環境基準達成状況 ^注	環境基準		
				昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間							
				時間	日						
一般局	国設大牟田	365	5,458	0.034	321	66	0	0	0.094	×	1時間値が0.06ppm以下であること。
	七浦	365	5,241	0.033	299	57	0	0	0.091	×	
	橘	365	5,432	0.035	351	69	0	0	0.102	×	

注：1) 1時間値が0.06ppm以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している(短期的評価)。

2) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。

出典：公害関係測定結果(令和4年度版 福岡県HP)

表 2. 1. 1-4(8/10) 微小粒子状物質の状況

測定局	有効測定日数	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数とその割合		日平均値の年間98%値	年平均値	達成状況 ^注	環境基準	
		時間	%					
一般局	国設大牟田	359	2	0.6	26.6	12.1	○	日平均値35μg/m ³ 以下(短期基準)、かつ、年平均値15μg/m ³ 以下(長期基準)
	新地	364	0	0.0	27.8	11.6	○	

注：年平均値が15μg/m³以下で日平均値が35μg/m³以下の場合は○、非達成の場合は×を記載している。

出典：公害関係測定結果(令和4年度版 福岡県HP)

表 2.1.1-4(9/10) 非メタン炭化水素の状況

測定局	測定時間	6時から9時における年平均値	6時から9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6時から9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		6時から9時の3時間平均値		達成状況 ^注	指針	
			日	%	日	%	最高値	最低値			
	時間	ppmC	日	%	日	%	ppmC	ppmC	○・×		
一般局	国設大牟田	8,032	0.10	21	6.3	2	0.6	0.41	0.00	×	午前6時から9時までの3時間平均値が0.02ppmCから0.31ppmC以下であること。
	七浦	8,590	0.16	107	29.7	35	9.7	0.65	0.00	×	

注：午前6時から9時までの3時間平均値が0.02ppmCから0.31ppmC以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している。

出典：公害関係測定結果（令和4年度版 福岡県HP）

表 2.1.1-4(10/10) 全炭化水素の状況

測定局	測定時間	6時から9時における年平均値	6時から9時の3時間平均値		
			最高値	最低値	
	時間	ppmC	ppmC	ppmC	
一般局	国設大牟田	8,032	2.09	2.49	1.82
	七浦	8,590	2.12	2.74	1.81

出典：公害関係測定結果（令和4年度版 福岡県HP）

(2) その他の項目

① ダイオキシン類

建設予定地周辺において、令和3年度に実施されたダイオキシン類の測定結果は表 2.1.1-5 に示すとおりであり、環境基準を満足している（測定地点の位置については、図 2.1.1-1 参照）。

表 2.1.1-5 ダイオキシン類の測定結果

測定地点	令和3年5月24日 ～5月25日	令和3年9月15日 ～9月16日	令和4年1月6日 ～1月7日	平均値	達成状況	環境基準
	pg-TEQ/m ³	pg-TEQ/m ³	pg-TEQ/m ³	pg-TEQ/m ³	○・×	
新地	0.012	0.011	0.064	0.029	○	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 であること。

注：年間平均値が0.6ppm以下の場合には○、非達成の場合には×を記載している。

出典：公害関係測定結果（令和4年度版 福岡県HP）

② 水銀

建設予定地周辺において、水銀の調査は令和元年度以降行われていない。

平成30年度に実施された水銀の測定結果は表 2.1.1-6 に示すとおりであり、指針値を満足している（測定地点の位置については、図 2.1.1-1 参照）。

表 2.1.1-6 水銀の測定結果

単位：ng/m³

測定地点	検体数	年平均値	最小値	最大値	指針値 ^注 (○：適、×：否)	
国設大牟田	12	2.9	1.6	6.3	○	40

注：今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申：平成15年7月31日）

出典：平成30年度 大気汚染状況報告書（令和2年）

③ 降下ばいじん

建設予定地周辺において、降下ばいじんの調査は令和元年度以降行われていない。

平成 30 年度に実施された降下ばいじんの測定結果を表 2.1.1-7 に示す（測定地点の位置については、図 2.1.1-1 参照）。

全ての地点で、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年 11 月、建設省都市局都市計画課監修）において示された参考値（生活環境を保全するうえでの目安 20t/km²/月）を下回っていた。

表 2.1.1-7 降下ばいじんの測定結果

測定局	ばいじん合計 (t/km ² /月)	参考値 (t/km ² /月)
新地	2.0	20
国設大牟田	1.8	20

参考値：「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」
（平成11年11月建設省都市局都市計画課監修）において示された参考値。

出典：福岡県HP 公害関係測定結果（令和元年度版）

(3) 公害苦情の状況

おおむたの環境（令和 4 年版）によると、令和 3 年度の大気汚染に係る公害苦情件数は、106 件であり、最も苦情件数が多かったのは建設業であった。

1.2 騒音

1) 建設予定地周辺の状況

建設予定地周辺において、令和3年度に実施された道路交通騒音の測定結果は表 2.1.2-1 に示すとおりであり、環境基準及び要請限度を満足していた。

幹線道路における道路交通騒音の測定結果は表 2.1.2-2 に示すとおりである。評価対象住居等の環境基準値以下の割合は100.0%であった。

表 2.1.2-1 道路交通騒音の測定結果

対象道路	測定地点	車線数	環境基準 類型	騒音レベル (LAeq) 単位：dB					
				測定値		環境基準		要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
大牟田川副線	大牟田市大字手鎌736-9	2	C	65	60	70	65	75	70

注：昼間は午前6時から午後10時、夜間は午後10時から翌日の午前6時を示す。

出典：福岡県HP 公害関係測定結果（令和4年度版）

表 2.1.2-2 道路交通騒音の測定結果（幹線道路の面的評価結果）

路線名	評価区間		評価区 間延長 km	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間ともに 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間 ともに基準 値超過 戸数
	始点	終点			戸数	%	戸数	%	戸数	%	
大牟田川副線	大牟田市大正町3丁目4	大牟田市明治町1丁目2	0.8	216	216	100.0	0	0.0	0	0.0	0
	大牟田市明治町1丁目2	大牟田市明治町3丁目4	0.4	109	109	100.0	0	0.0	0	0.0	0
	大牟田市明治町3丁目4	大牟田市唐船	1.8	318	318	100.0	0	0.0	0	0.0	0

出典：福岡県HP 公害関係測定結果（令和4年度版）

2) 公害苦情の状況

おおむたの環境（令和4年版）によると、令和3年度の騒音に係る公害苦情件数は13件であり、最も苦情件数が多かったのは建設業であった。

1.3 振動

1) 建設予定地周辺の状況

建設予定地周辺において、振動調査は行われていない。

2) 公害苦情の状況

おおむたの環境（令和4年版）によると、令和3年度の振動に係る公害苦情件数は3件であり、最も苦情件数が多かったのは建設業であった。

1.4 悪臭

1) 建設予定地周辺の状況

建設予定地周辺において、悪臭についての測定は行われていない。

2) 公害苦情の状況

おおむたの環境（令和4年版）によると、令和3年度の悪臭に係る公害苦情件数は20件であり、最も苦情件数が多かったのはサービス業であった。

1.5 水質

1) 河川の水質状況

建設予定地周辺を流れる隈川、堂面川、大牟田川及び諏訪川の水質測定結果は表 2.1.5-1 に、測定地点は図 2.1.5-1 に示すとおりである。

測定地点は、環境基準 B 類型に指定されており、諏訪川については全域が生物 B 類型に指定されている。

各測定地点における生活環境項目の測定結果は、堂面川の新堂面橋で SS（浮遊物質量）及び大腸菌群数が、堂面川の新川橋では pH 及び大腸菌群数が、大牟田川の五月橋では pH が環境基準を超過していた。

健康項目等については、いずれの地点も環境基準を満足していた。

表 2.1.5-1 (1/2) 公共用水域水質測定結果(河川・生活環境項目)

河川名		隈川	堂面川		大牟田川	諏訪川	環境基準 B類型	
地点名	単位	三池干拓 内橋	新堂面橋	新川橋	五月橋	三池鉄道 河口鉄橋		
実施機関	—	福岡県	福岡県	福岡県	福岡県	福岡県		
(生活環境項目等)	pH	—	7.9	7.8	8.7	8.9	8.1	6.5以上 8.5以下
	DO	mg/L	10.0	8.9	11.0	13.0	9.8	5以上
	BOD	mg/L	2.6	2.2	2.4	2.4	1.6	3以下
	COD	mg/L	6.5	5.7	4.8	6.5	4.2	—
	SS	mg/L	8	39	7	4	22	25以下
	大腸菌群数	MPN/100mL	2200	33000	7000	4900	1700	5000以下
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	—	—	—	—	—	—
	全窒素	mg/L	2.5	2.3	2.5	3.9	2.8	—
	全リン	mg/L	0.19	0.14	0.14	0.36	0.16	—
	全亜鉛	mg/L	—	—	—	—	0.002	0.03以下
	ノニルフェノール	mg/L	—	—	—	—	<0.00006	0.002以下
	LAS	mg/L	—	—	—	—	0.00	0.05以下
	底質溶存酸素量	mg/L	—	—	—	—	—	—

出典：福岡県HP 公害関係測定結果（令和4年度版）

表 2.1.5-1 (2/2) 公共用水域水質測定結果(河川・健康項目等)

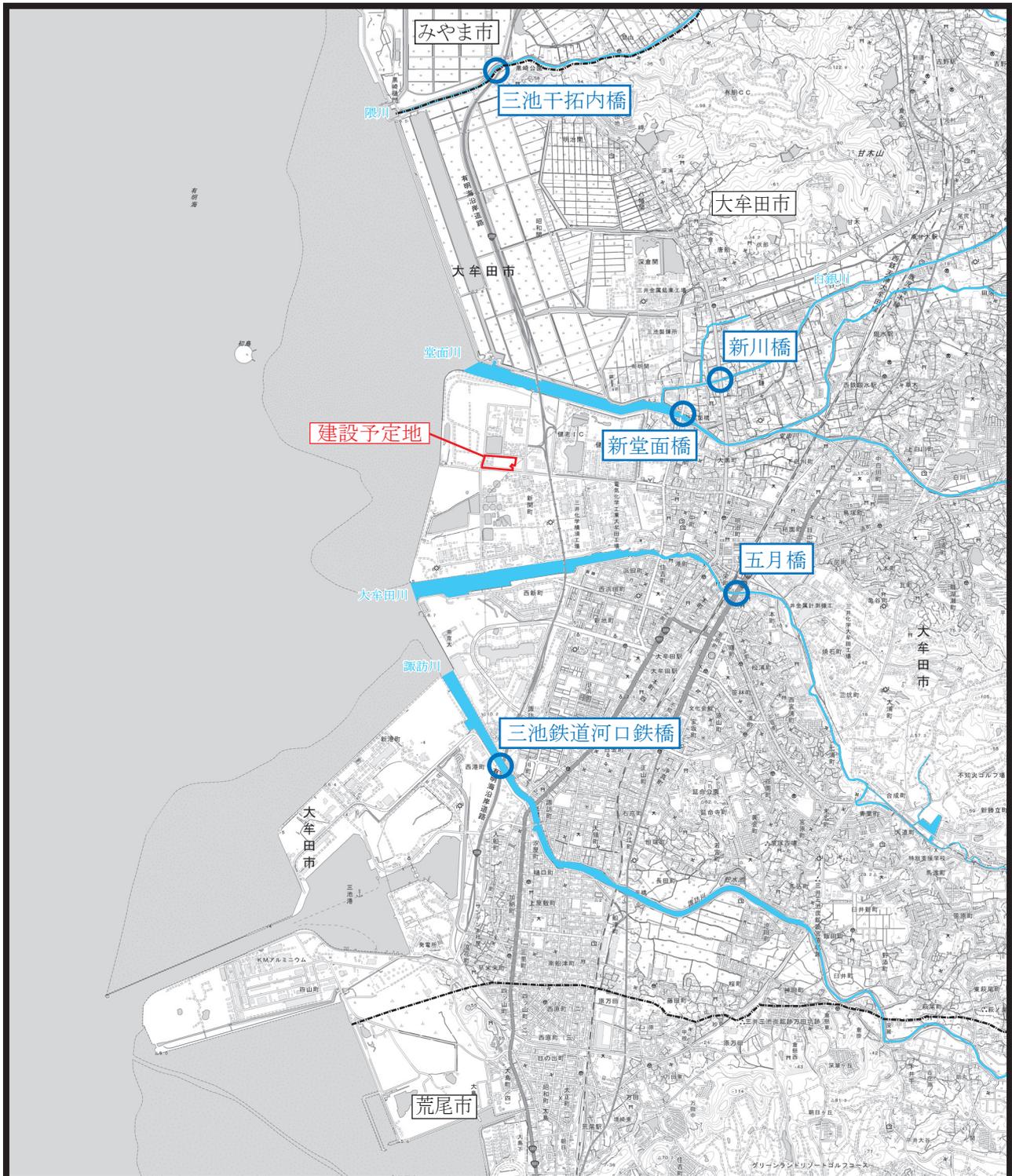
単位：mg/L

河川名	隈川	堂面川		大牟田川	諏訪川	環境基準	
地点名	三池干拓内橋	新堂面橋	新川橋	五月橋	三池鉄道河口鉄道		
実施機関	福岡県	福岡県	福岡県	福岡県	福岡県		
健康項目等	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006	<0.0003	0.003以下
	全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
	六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02以下
	砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
	アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	PCB	—	—	—	<0.0005	—	検出されないこと
	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.1	<0.1	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	0.01以下
	セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.4	0.7	0.8	2.1	0.9	10以下	
ふっ素	0.11	0.31	0.09	0.26	0.08	0.8以下	
ほう素	<0.10	0.9	<0.10	<0.10	0.40	1以下	
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	

注：1) 不等号は定量下限未満を示す。

2) 「検出されないこと」は、定量限界を下回ることをいう。

出典：福岡県HP 公害関係測定結果（令和4年度版）



凡例

: 建設予定地

----- : 市界

: 河川水質測定地点



S = 1 : 50,000

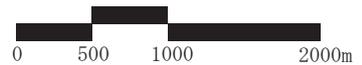


図2.1.5-1 河川水質測定地点図

2) 海域の状況

建設予定地周辺の海域である有明海及び大牟田川港湾区域では水質測定が実施されており、令和2年度の測定結果は表2.1.5-2に示すとおりである（測定地点は図2.1.5-2参照）。

なお、環境基準の類型区分は有明海（2）はC類型・Ⅲ類型、有明海（4）はB類型・Ⅲ類型、大牟田川港湾区域はC類型に指定されている。

令和2年度については全ての地点で全ての項目が環境基準を満足していた。

表 2.1.5-2 公共用水域水質測定結果(海域)

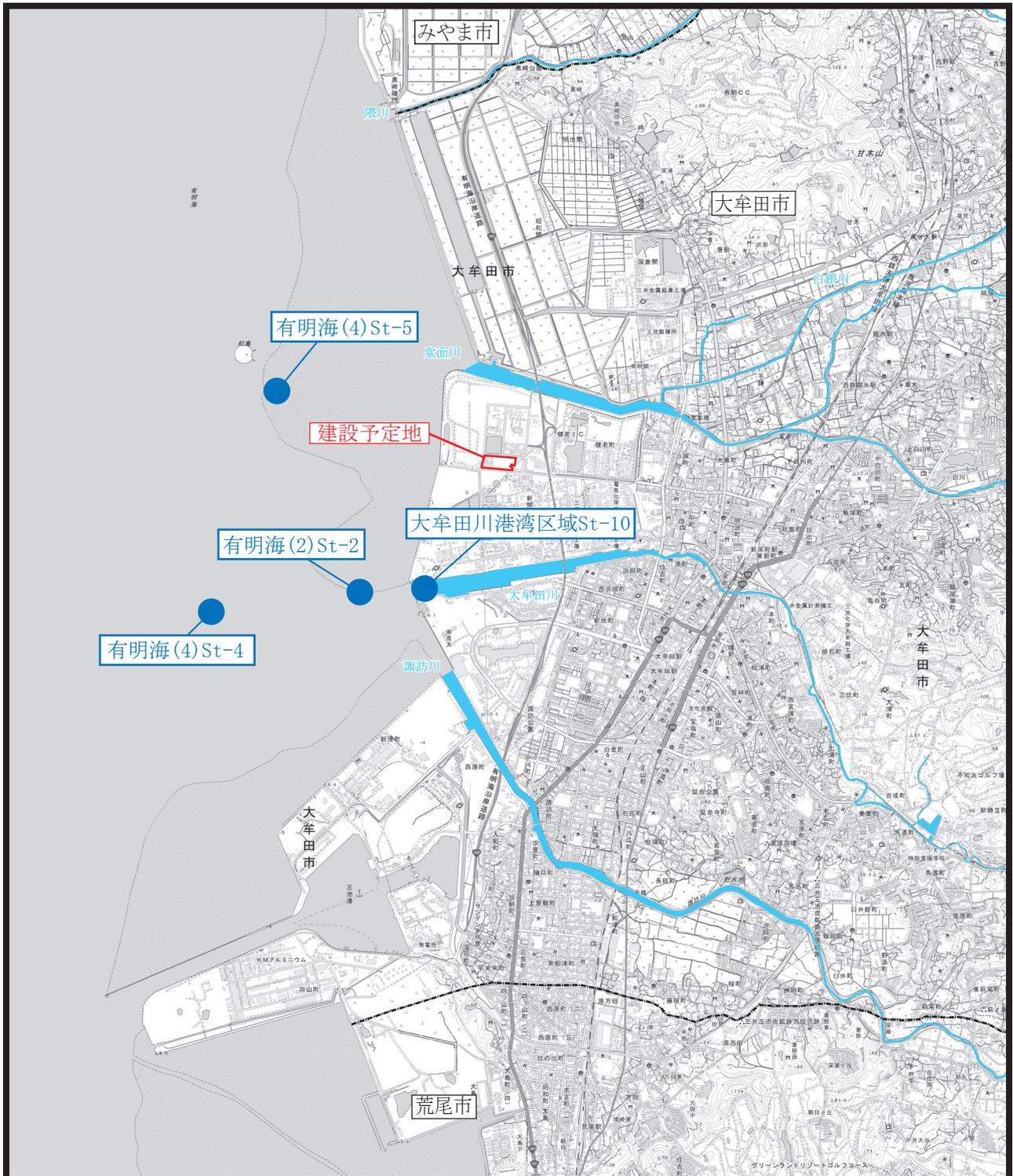
水域名称			有明海 (2)			有明海 (4)			大牟田川港湾区域			環境基準					
地点名			St-2			St-4			St-5						St-10		
類型			C、Ⅲ			B、Ⅲ			B、Ⅲ						C		
実施機関			福岡県			福岡県			福岡県						福岡県		
測定項目	単位		平均値	最小値	最大値												
生活環境項目	pH	-	8.3	8.0	8.5	8.3	8.0	8.4	8.3	8.1	8.4	8.2	7.9	8.5	7.8以上 8.3以下	B	
	DO	mg/L	7.1	4.1	9.2	7.2	4.1	9.3	7.2	4.1	9.3	6.9	3.9	9.4	5以上		
	COD	mg/L	1.3	<0.5	2.3	1.1	<0.5	2.2	1.4	0.5	4.0	2.4	0.8	6.0	3以下		
	大腸菌数	MPN/100mL	1700	1700	1700	240	240	240	17	17	17	490	490	490	-	-	
	SS	mg/L	14	4	20	13	5	44	13	6	18	18	8	40	-	-	
	n-キトン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと	
	全窒素	mg/L	0.31	0.12	0.54	0.21	0.11	0.32	0.22	0.12	0.39	3.7	1.1	5.5	0.6以下	Ⅲ	
	全磷	mg/L	0.050	0.033	0.079	0.045	0.025	0.082	0.048	0.028	0.074	0.11	0.037	0.37	0.05以下		
	全亜鉛	mg/L	0.002	<0.001	0.003	0.002	<0.001	0.003	0.002	<0.001	0.003	0.008	<0.01	0.036	0.02以下	生物A	
	1-ニトロフェノール	mg/L	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.001以下		
LAS	mg/L	0.0010	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0008	<0.0006	0.0017	0.017	<0.0006	0.12	0.01以下			
底層溶存酸素量	mg/L	7.1	4.1	9.1	7.1	4.1	9.2	7.2	4.1	9.3	7.0	3.9	9.4	4以上	生物1		
健康項目	トリクロム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下		
	全フッ素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと		
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下		
	六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02以下		
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下		
	アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと		
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下		
	PCB	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと		
	ジクロロタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下		
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下		
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下		
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下		
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下		
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下		
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下		
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下		
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下		
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下		
	チカム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下		
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下		
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下		
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下		
	キシレン	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.003	0.003	0.003	0.01以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	1.2	1.2	1.2	10以下			
ふっ素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8以下			
ほう素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1以下			
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下			

注：令和2年度における測定結果を示す。

出典：福岡県HP 公害関係測定結果（令和4年度版）

3) 公害苦情の状況

おおむたの環境（令和4年版）によると、令和3年度の水質汚濁に係る公害苦情件数は3件であった。



凡例

: 建設予定地

: 市界

● : 海域水質測定地点



S = 1 : 50,000

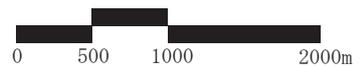


図2.1.5-2 海域水質測定地点図

4) 地下水

地域の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査、新たに明らかになった汚染について、汚染範囲を確認するための汚染井戸周辺区域調査及び過去に基準を超過した井戸等について汚染の経年的な変化を追跡するための継続監視調査が実施されている。

建設予定地周辺において、令和3年度に実施された調査結果を表2.1.5-3に示す。

全ての測定項目で環境基準及び指針値を満足していた。

表 2.1.5-3 (1/2) 地下水質測定結果 (概況調査)

単位：mg/L

項目	大牟田市	基準値	
	大字田隈		
環境基準項目	カドミウム	<0.0003	0.003 mg/L 以下
	全シアン	<0.1	検出されないこと。
	鉛	<0.005	0.01mg/L 以下
	六価クロム	<0.02	0.02mg/L 以下
	砒素	<0.005	0.01mg/L 以下
	総水銀	<0.0005	0.0005mg/L 以下
	アルキル水銀	<0.0005	検出されないこと。
	PCB	<0.0005	検出されないこと。
	ジクロロメタン	<0.002	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	<0.0002	0.002 mg/L 以下
	クロロエチレン	<0.0002	0.002 mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004 mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.01	0.1mg/L 以下
	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.01	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006 mg/L 以下
	トリクロロエチレン	<0.001	0.01mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	<0.001	0.01mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002 mg/L 以下
	チウラム	<0.0006	0.006 mg/L 以下
	シマジン	<0.0003	0.003 mg/L 以下
	チオベンカルブ	<0.002	0.02mg/L 以下
	ベンゼン	<0.001	0.01mg/L 以下
	セレン	<0.002	0.01mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.7	10mg/L 以下
	ふっ素	<0.08	0.8mg/L 以下
	ほう素	<0.1	1mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	<0.005	0.05mg/L 以下

注：1) 「検出されないこと。」は、定量限界を下回ることをいう。

：2) 環境基準は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る数値については、最高値とする。

出典：福岡県HP 地下水質測定結果 (令和3年度)

表 2.1.5-3 (2/2) 地下水質測定結果 (概況調査)

単位 : mg/L

	項目	大牟田市	指針値
		大字田隈	
要 監 視 項 目	クロロホルム	<0.006	0.006 mg/L 以下
	1,2-ジクロロプロパン	<0.006	0.006 mg/L 以下
	p-ジクロロベンゼン	<0.02	0.2mg/L 以下
	トルエン	<0.06	0.6mg/L 以下
	キシレン	<0.04	0.4mg/L 以下

出典 : 福岡県HP 地下水質測定結果 (令和3年度)

1.6 地象

1) 地形

建設予定地及びその周辺における地形の状況は、図 2.1.6-1 に示すとおりである。

建設予定地の地形は、埋立地により構成される。

周辺の海沿いの地形は、建設予定地と同じく埋立地により構成され、内陸部の海側では三角州が広がる。また丘陵地や人工改変地、砂礫台地など多様な地形が存在する。

2) 地質

建設予定地及びその周辺における地質の状況は、図 2.1.6-2 に示すとおりである。

建設予定地の地質は、砂・礫・泥により構成される。

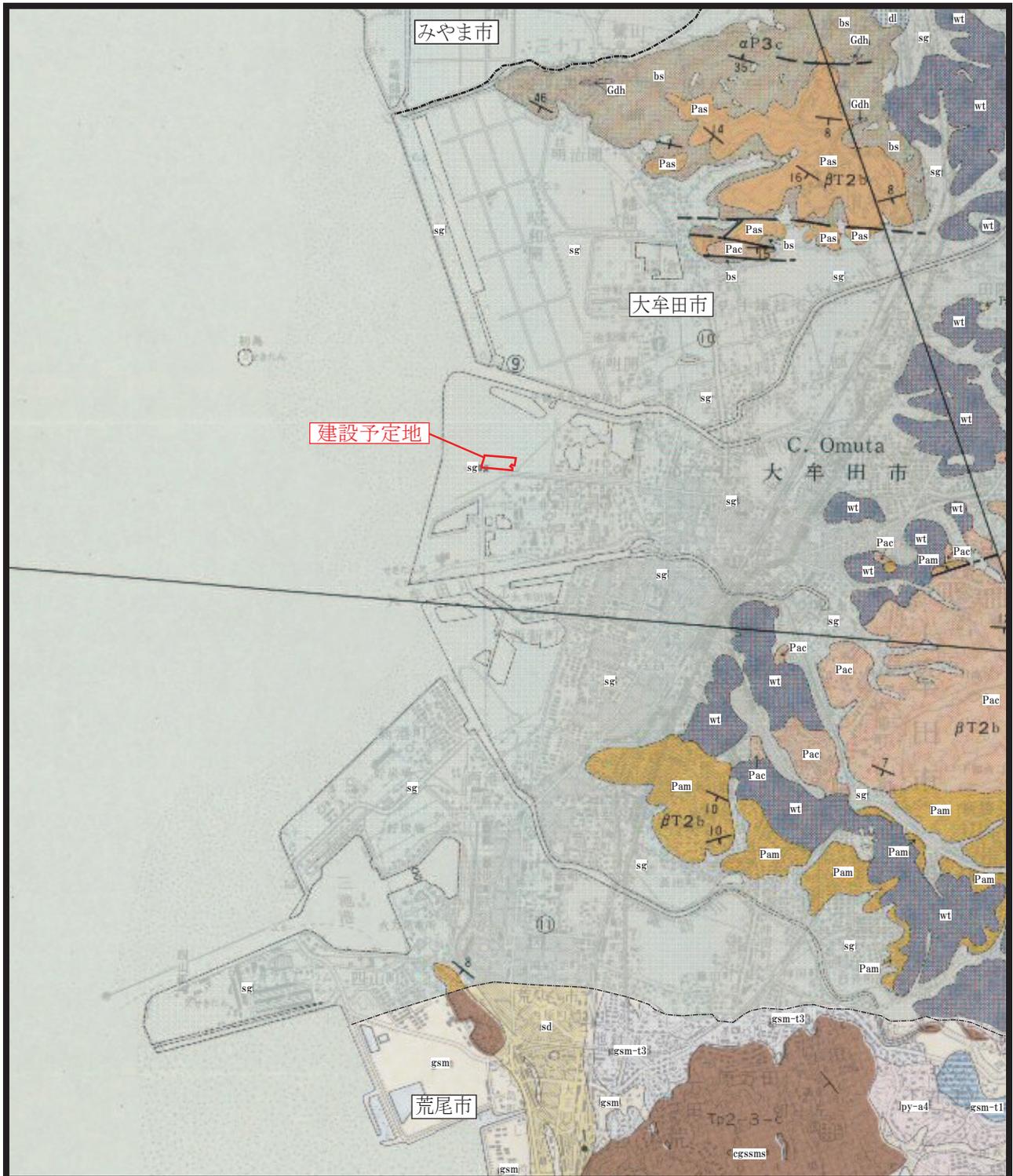
周辺の海沿いの地質は、建設予定地と同じく砂・礫・泥により構成され、内陸部は砂・礫・泥、火砕流堆積物、砂岩・頁岩、花崗閃緑岩により構成されている。

3) 土壌

建設予定地及びその周辺における土壌の状況は、図 2.1.6-3 に示すとおりである。

建設予定地の土壌は市街地その他により構成される。

周辺の海沿いの土壌は、主に市街地その他により構成されるが、建設予定地より北側は細粒強グライ土壌により構成される。また、内陸部は細粒灰色低地土壌や乾性褐色森林土壌などから構成される。



凡例

: 建設予定地

----- : 市界

未固結堆積物

sg: 砂・礫・泥(沖積地堆積物)

d1: 礫・砂(低位段丘面構成層)

wt: 火砕流堆積物(中位段丘下位面構成層・溶結凝灰岩を含む)

gsm: 礫・砂・泥(沖積層および干拓地)

sd: 砂(砂丘または砂州浜堆積物)

gsm-t3: 礫・砂・泥(段丘堆積物-3)

gsm-t1: 礫・砂・泥(段丘堆積物-1)

固結堆積物

Pam: 砂岩・頁岩(礫岩を含む。主として海成層: 万田層群)

Pac: 砂岩・頁岩(礫岩・石炭を含む。主として夾炭層: 大牟田層群)

Pas: 礫岩・砂岩(紫赤色岩層を含む: 銀水層)

cgssms: 礫岩・砂岩・泥岩(古第三紀層)

火山性岩石

py-a4: 軽石・凝灰角礫岩・溶結凝灰岩(Aso-4火砕流堆積物)

深成岩類

Gdh: 花崗閃緑岩

変成岩類

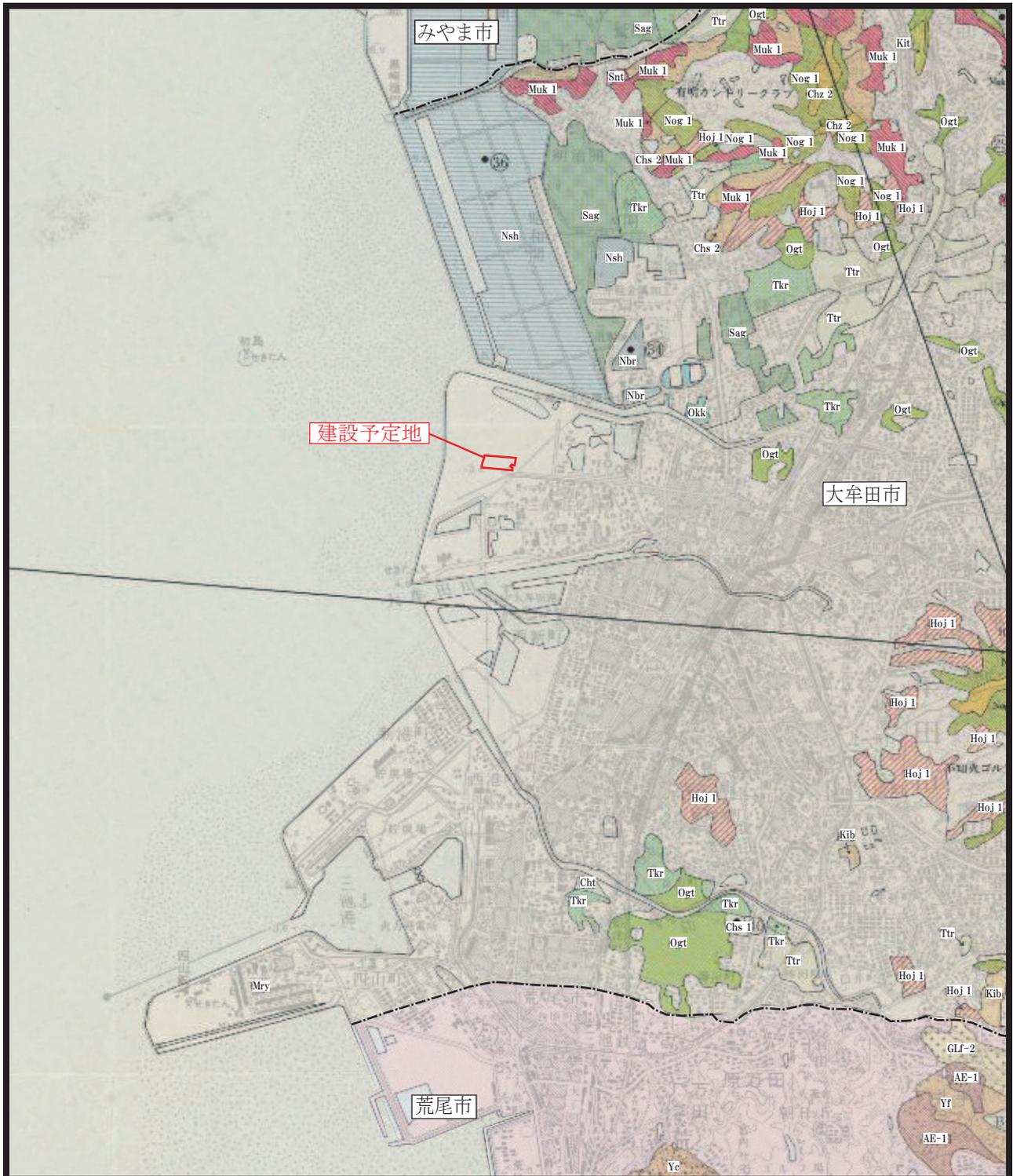
bs: 泥質片岩・砂質泥質片岩

出典: 「土地分類基本調査図 表層地質図」
 大牟田・山鹿・荒尾(昭和61年度調査) 福岡県、
 山鹿・荒尾・大牟田・久留米(平成5年調査) 熊本県

N

S = 1 : 50,000

図2.1.6-2 建設予定地周辺における表層地質図



凡例

: 建設予定地

----- : 市界

<p>乾性褐色森林土(赤色系)</p> <p>Muk 1 : Muk 1(宗像1統)</p> <p>Hoj 1 : Hoj 1(方城1統)</p> <p>乾性褐色森林土(黄色系)</p> <p>Chz 2 : Chz 2(筑紫2統)</p> <p>褐色森林土(黄色系)</p> <p>Nog 1 : Nog 1(直方1統)</p> <p>Chs 2 : Chs 2(筑紫2統)</p> <p>Chs 1 : Chs 1(筑紫1統)</p> <p>淡色黒ボク土</p> <p>Mry : Mry(丸山統)</p> <p>AE-1 : AE-1(丸山統)</p>	<p>細粒褐色森林土</p> <p>Kib : Kib(貝原統)</p> <p>細粒赤色土</p> <p>Snt : Snt(新谷統)</p> <p>細粒黄色土(斑紋あり)</p> <p>Kit : Kit(北多久統)</p> <p>細粒灰色低地土(灰色系)</p> <p>Sag : Sag(佐賀統)</p> <p>Tkr : Tkr(宝田統)</p> <p>礫質灰色低地土(灰色系)</p> <p>Okk : Okk(追子野木統)</p> <p>細粒灰色低地土(灰褐色系)</p> <p>Ogt : Ogt(緒方統)</p> <p>Ttr : Ttr(多々良統)</p>	<p>灰色低地土(斑紋なし)</p> <p>Nbr : Nbr(登戸統)</p> <p>細粒強グライ土</p> <p>Nsh : Nsh(西山統)</p> <p>細粒グライ土</p> <p>Cht : Cht(千年統)</p> <p>黄色土</p> <p>Yf : Yf(矢田統)</p> <p>Yc : Yc(形上統)</p> <p>灰色低地土</p> <p>GLF-2 : GLF-2(佐賀統)</p> <p>その他</p> <p>市街地その他</p> <p>市街地・集落</p>
---	---	--

出典: 「土地分類基本調査図 土じょう図」
 大牟田・山鹿・荒尾 (昭和61年度調査) 福岡県、
 山鹿・荒尾・大牟田・久留米 (平成5年度調査) 熊本県



S = 1 : 50,000

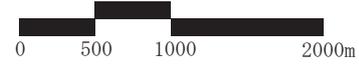


図2.1.6-3 建設予定地周辺における土壌図

2 社会的状況に係る項目

2.1 人口及び世帯数の推移

大牟田市及び荒尾市における人口及び世帯数の状況（平成30年度～令和4年度）は、表2.2.1-1に示すとおりである。

令和4年度末における大牟田市の人口は107,633人、世帯数は55,577世帯、荒尾市の人口は50,052人、世帯数は23,980世帯となっている。

大牟田市では、世帯数・人口は減少傾向にある。荒尾市の人口も減少傾向にあり、世帯数はほぼ横ばいとなっている。

表 2.2.1-1 大牟田市及び荒尾市における人口及び世帯数の推移

(各年度末現在)

区分		大牟田市	荒尾市	
平成30年度	世帯数（世帯）	56,262	24,155	
	人口	総数	113,812	52,525
		男	52,668	24,777
		女	61,144	27,748
	1世帯当たり人口（人）	2.0	2.2	
令和元年度	世帯数（世帯）	55,847	24,156	
	人口	総数	112,030	51,910
		男	51,995	24,544
		女	60,035	27,366
	1世帯当たり人口（人）	2.0	2.1	
令和2年度	世帯数（世帯）	56,239	24,181	
	人口	総数	111,356	51,321
		男	51,662	24,311
		女	59,694	27,010
	1世帯当たり人口（人）	2.0	2.1	
令和3年度	世帯数（世帯）	55,845	23,995	
	人口	総数	109,405	50,622
		男	50,765	23,944
		女	58,640	26,678
	1世帯当たり人口（人）	2.0	2.1	
令和4年度	世帯数（世帯）	55,577	23,980	
	人口	総数	107,633	50,052
		男	50,030	23,722
		女	57,603	26,330
	1世帯当たり人口（人）	1.9	2.1	

出典：福岡県庁HP「住民基本台帳月報」

荒尾市HP「住民基本台帳人口見える化ツール」

2.2 産業

産業分類別就業者数の状況は、表 2.2.2-1 に示すとおりである。

大牟田市及び荒尾市は医療・福祉が最も多く、次いで卸売業、小売業となっている。

表 2.2.2-1 大牟田市及び荒尾市における産業分類別就業者数

区分		大牟田市	荒尾市
		就業者数 (人)	
第1次産業	農業・林業	140	52
	うち農業	140	52
	漁業	-	12
第2次産業	鉱業，採石業，砂利採取業	1	-
	建設業	3,619	1,070
	製造業	6,947	1,966
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	387	26
	情報通信業	232	31
	運輸業，郵便業	2,430	269
	卸売業・小売業	9,941	3,274
	金融業・保険業	953	204
	不動産業，物品賃貸業	633	228
	学術研究，専門・技術サービス業	720	168
	宿泊業，飲食サービス業	4,590	1,462
	生活関連サービス業，娯楽業	2,073	1,423
	教育，学習支援業	1,380	393
	医療，福祉	12,188	3,556
	複合サービス事業	413	161
	サービス業(他に分類されないもの)	2,769	716
公務(他に分類されないもの)	-	-	
総数		49,416	15,011
割合 (%)	第1次産業	0.3%	0.4%
	第2次産業	21.4%	20.2%
	第3次産業	78.3%	79.3%

出典：「大牟田市統計年鑑(令和2年)」(令和4年3月大牟田市)

「熊本県統計年鑑(令和3年度)」(令和4年4月熊本県)

2.3 土地利用

大牟田市及び荒尾市における土地利用区分面積の状況は表 2.2.3-1 に示す。

大牟田市及び荒尾市において、その他の占める割合が最も高く、次いで森林の占める割合が高くなっている。

表 2.2.3-1 土地利用の状況

区分	大牟田市		荒尾市	
	面積 (ha)	構成比率 (%)	面積 (ha)	構成比率 (%)
田	690	8.47	667	11.63
畑	366	4.49	755	13.16
森林	1,882	23.11	911	15.88
原野等	0	0.00	0	0.00
水面・河川・水路	225	2.76	166	2.89
道路	629	7.72	362	6.31
住宅地	1,277	15.68	743	12.95
工業用地	482	5.92	47	0.82
その他宅地	554	6.80	300	5.23
その他	2,040	25.05	1,786	31.13
合計	8,145	100.0	5,737	100.0

出典：福岡県HP「令和4年度土地利用動向調査」（令和5年3月 福岡県）

熊本県HP「令和3年度熊本県統計年鑑」（令和4年3月 熊本県）

2.4 水利用

大牟田市には二級河川として、大牟田川、諏訪川、堂面川、隈川が流れている。

1975年から福岡県が供給する大牟田工業用水道があり、熊本県の菊池川が水源となっている。また、一般財団法人大牟田・荒尾市地域事業専用下水道管理協会の専用下水道があり、諏訪川を水源として飲料用水を構成企業に供給している。

2.5 交通

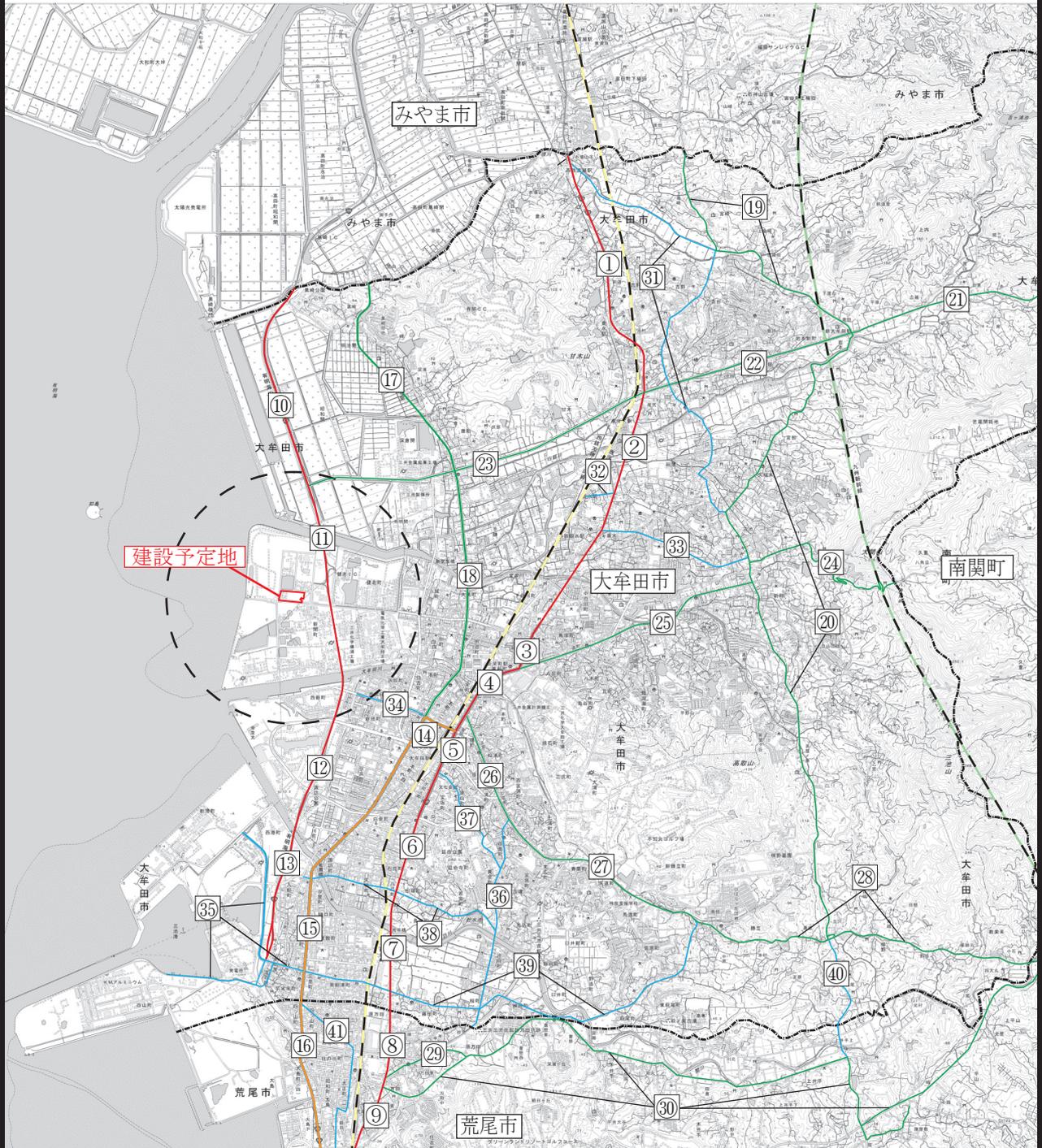
1) 道路

大牟田市及び荒尾市の一部における道路交通量の状況は、表 2.2.5-1 に示すとおりである。
また、調査地点を図 2.2.5-1 に示す。

表 2.2.5-1 道路交通量の状況

区間番号	路線名	12時間交通量	24時間交通量
①	一般国道208号	10,137	12,414
②		15,370	18,751
③		13,339	16,940
④		19,078	24,229
⑤		16,591	21,070
⑥		14,602	18,545
⑦		13,207	16,773
⑧		12,868	16,471
⑨		11,770	14,499
⑩	一般国道208号(有明海沿岸道路)	18,411	23,014
⑪		15,871	19,839
⑫		16,401	20,501
⑬		13,156	16,445
⑭	一般国道389号	12,537	15,797
⑮		15,135	19,221
⑯		13,437	16,623
⑰	主要地方道 大牟田川副線	12,330	15,536
⑱		9,372	11,715
⑲	主要地方道 大牟田高田線	8,165	10,125
⑳		6,145	7,558
㉑	主要地方道 南関大牟田北線	10,880	13,818
㉒		13,848	17,448
㉓		13,855	17,596
㉔	主要地方道 大牟田南関線	1,253	1,466
㉕		9,356	11,695
㉖	主要地方道 大牟田植木線	10,314	12,893
㉗		8,206	10,175
㉘		5,518	6,953
㉙	主要地方道 荒尾南関線	3,028	3,664
㉚		2,982	3,608
㉛	一般都道府県道 倉永三池線	7,131	8,842
㉜	一般都道府県道 銀水停車場線	1,509	1,781
㉝	一般都道府県道 手鎌三池線	6,862	8,509
㉞	一般都道府県道 大牟田港線	6,947	8,614
㉟	一般都道府県道 三池港線	6,947	8,614
㊱	一般都道府県道 藤田上官線	7,991	9,909
㊲	一般都道府県道 黄金不知火線	2,326	2,814
㊳	一般都道府県道 一部三川線	2,107	2,528
㊴	一般都道府県道 勝立三川線	6,987	8,664
㊵	一般都道府県道 金山櫟野線	10,510	13,138
㊶	一般都道府県道 大牟田荒尾線	7,627	8,817

出典：令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査



凡例

: 建設予定地

----- : 市界

—+— : 鉄道

—+— : 新幹線

①~④① : 図中における交通量調査区間の中心付近
(表2.2.5-1の番号を示す。)

○ : 建設予定地から1kmの範囲

出典：令和3年度全国道路・街路交通情勢調査
一般交通量調査結果WEBマップ

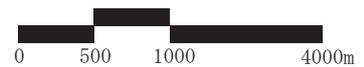


図2.2.5-1 建設予定地周辺の交通量調査地点図

2) 鉄道

大牟田市の令和2年度における、鉄道の乗降客数を表2.2.5-2に示す。
建設予定地から最も最寄りの新栄町駅の乗降客数は、乗客542人、降客512人であった。

表2.2.5-2 大牟田市における駅の乗降客数

単位：人/日

区分		乗降客数	
西日本鉄道	大牟田駅	乗客	1,191
		降客	1,166
	新栄町駅	乗客	542
		降客	512
	銀水駅	乗客	98
		降客	94
	東甘木駅	乗客	53
		降客	63
	倉永駅	乗客	187
		降客	165
	渡瀬駅	乗客	42
		降客	48
九州旅客鉄道 (JR九州)	大牟田駅	乗車	1,783
	銀水駅	乗車	540
	吉野駅	乗車	393
	新大牟田駅	乗車	364

出典：令和2年版 大牟田市統計年鑑

3) 港湾

大牟田市における港湾施設については、大牟田港と三池港がある。
令和2年度における入港船舶数を表2.2.5-3に示す。

表2.2.5-3 入港船舶数

大牟田港		三池港	
隻数	総トン数	隻数	総トン数
144	19,690	1,630	1,969,632

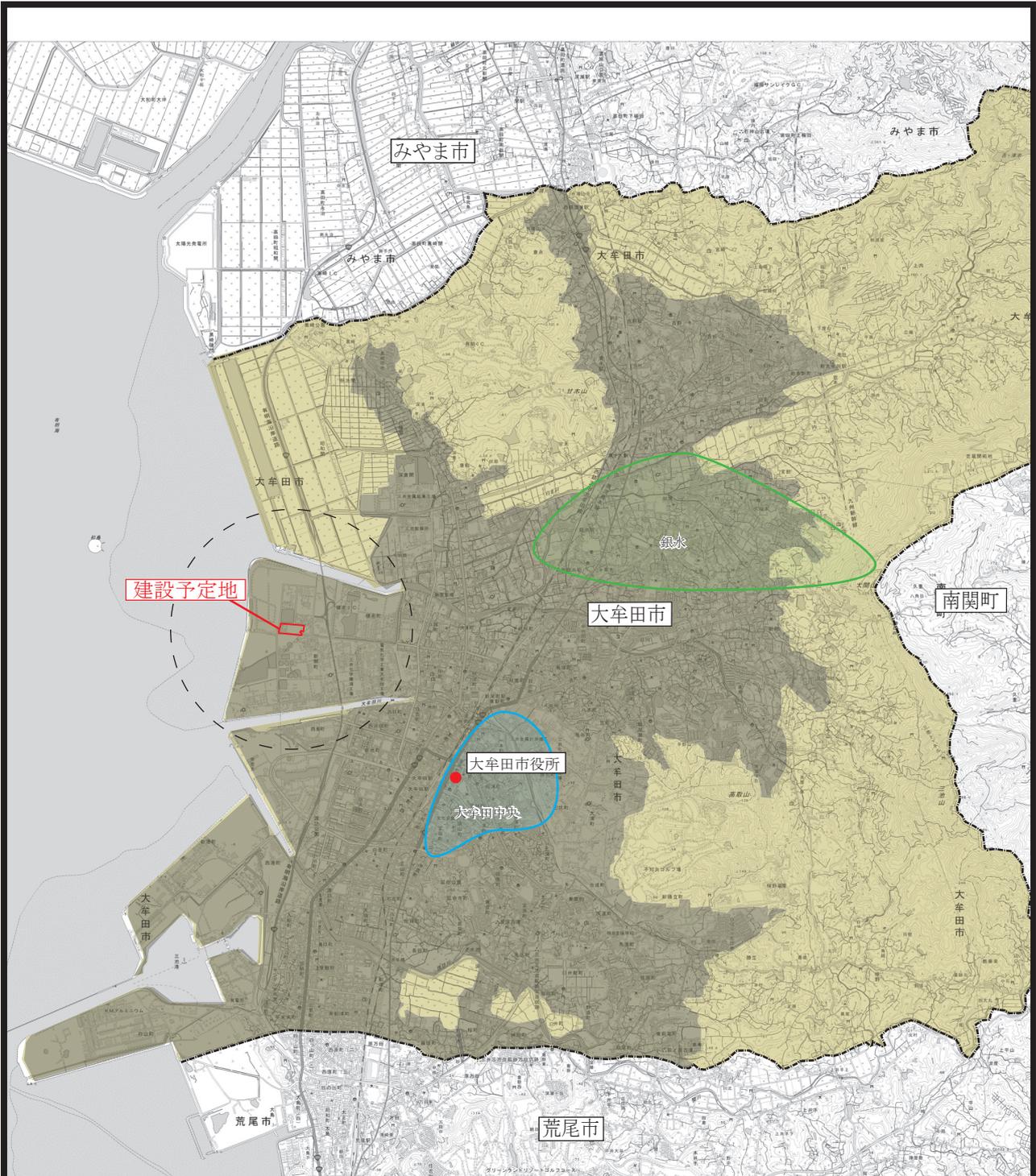
出典：令和2年版 大牟田市統計年鑑

2.6 周辺地域の人家等

建設予定地周辺の最寄りの人家は、建設予定地と約1km離れている。

大牟田市で最も校区別住民基本台帳人口が多い銀水は、建設予定地から約4.5km離れており、次いで人口が多い大牟田中央は約4km離れている。

周辺地域の人家の状況を図2.2.6-1に示す。



凡例

- : 建設予定地
- : 市界
- : 市街化調整区域
- : 市街化区域
- : 建設予定地から 1 km の範囲

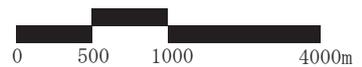


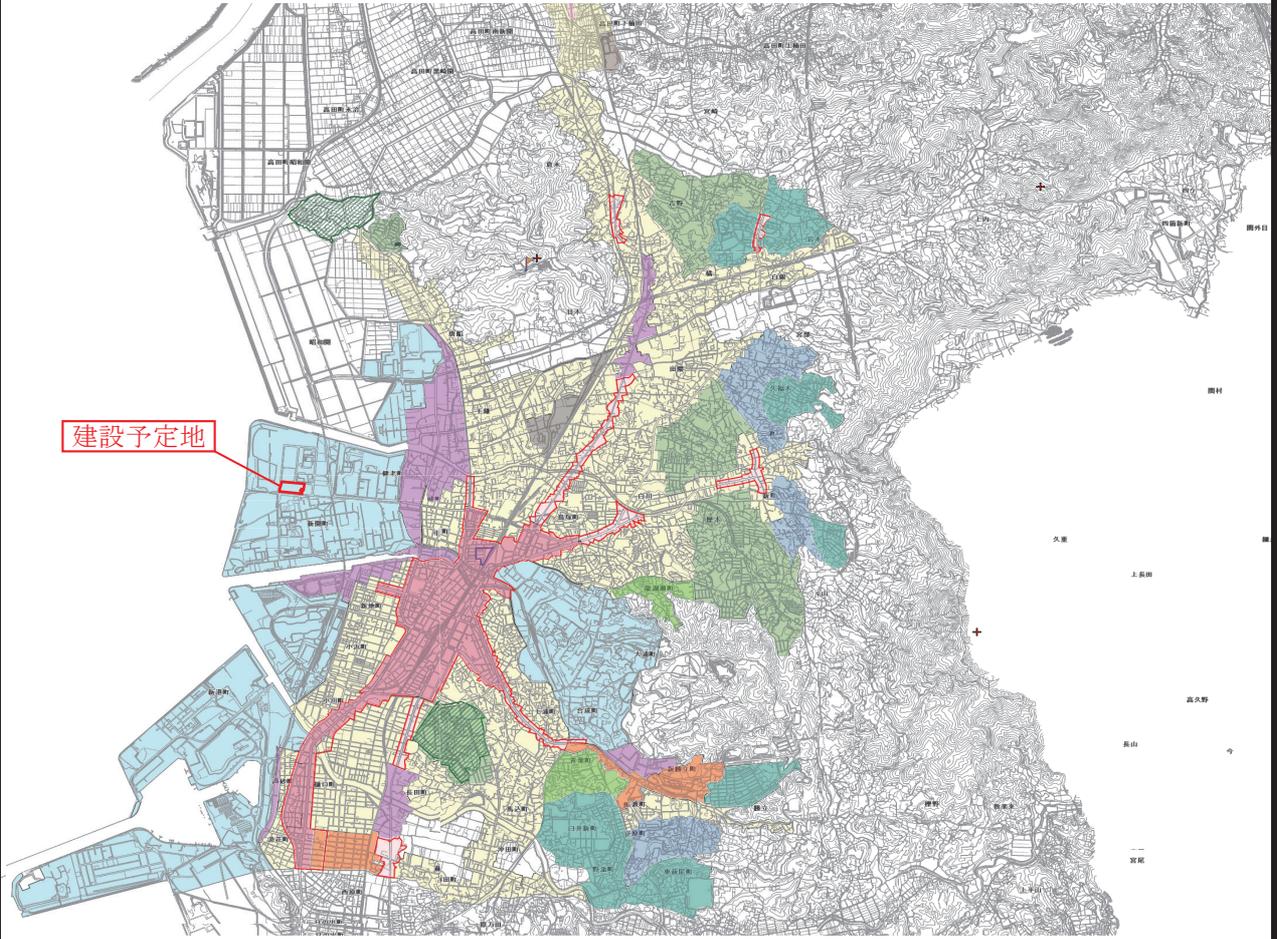
図2.2.6-1 建設予定地周辺の
人家及び集落の状況

出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)(国土交通省)
市街化調整区域の整備保全構想(素案) 2019年(平成31年)大牟田市

2.7 都市計画の用途地域

建設予定地及びその周辺における「都市計画法」に基づく用途地域の指定状況は、図 2.2.7-1 に示すとおりである。

建設予定地は、工業専用地域に指定されている。



- 凡例
- : 建設予定地
 - : 第1種低層住居専用地域
 - : 第2種低層住居専用地域
 - : 第1種中高層住居専用地域
 - : 第2種中高層住居専用地域
 - : 第1種住居地域
 - : 第2種住居地域
 - : 近隣商業地域
 - : 商業地域
 - : 準工業地域
 - : 特別用途地区: 大規模集客施設制限地区
 - : 工業地域
 - : 工業専用地域
 - : 準防火地域
 - : 臨港地域
 - : 風致地区
 - : 高度利用地区



出典：おおむた地図ナビ(都市計画情報マップ)、大牟田市都市計画総括図(令和3年5月)

図2.2.7-1 建設予定地周辺の用途地域

3 環境・公害関係諸法令に基づく指定状況及び規制基準

3.1 環境基本法に基づく環境基準の類型及び指定状況

1) 大気質

大気汚染に係る環境基準は表 2.3.1-1 に示すとおりである。

表 2.3.1-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二氧化硫	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。	溶液導電率法または紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二氧化硫	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

- 2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 3) 二氧化硫について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをなさないよう努めるものとする。
- 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二氧化硫を除く。）をいう。
- 5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

出典：大気汚染に係る環境基準について（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）

二氧化硫に係る環境基準について（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）

微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日環境省告示第33号）

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

- 2) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について（平成9年2月4日環境庁告示第4号）

物質	基準値	測定方法
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

- 2) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（環境庁告示第68号 平成11年12月27日）

2) 騒音

騒音に係る環境基準は表 2.3.1-2 に示すとおりである。

環境基準は類型指定された地域に対して、類型毎の基準が適用される。

建設予定地は工業専用地域のため、環境基準は適用されない。

また、主要運搬経路のうち、北磯公園付近は道路に面する地域（C地域のうち車線を有する道路に面する地域）が適用され、大島区民館付近は幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準が適用される。

表 2.3.1-2 (1/3) 騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注：1. AAをあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

2. Aに当てはまる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3. Bに当てはまる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4. Cに当てはまる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

表 2.3.1-2 (2/3) 騒音に係る環境基準

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

出典：騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

表 2.3.1-2 (3/3) 騒音に係る環境基準

幹線交通を担う道路に近接する空間

基 準 値	
昼 間 6時～22時	夜 間 22時～6時
70デシベル以下	65デシベル以下

注：1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。

2) 幹線交通を担う道路の指定

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る)。
- (2) (1)に掲げる道路のほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第9号)第7条第1項に定める自動車専用道路。

出典：騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）

3) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は表 2.3.1-3 に示すとおりである。

人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類に関する環境基準は全水域に適用され、生活環境に係る環境基準は類型指定された水域に対して、類型毎の環境基準が適用される。

建設予定地周辺を流れる隈川、堂画川及び大牟田川は B 類型に分類されており、また諏訪川は B 類型、生物 B 類型に分類されている。

建設予定地周辺の海域について、大牟田川港湾区域、有明海(2)及び有明海(4)は B 類型、有明海(イ)のⅢ類型に分類される。

なお、地下水に関する環境基準はすべての地下水に適用される。

表 2.3.1-3 (1/6) 水質汚濁に係る環境基準
(人の健康の保護に関する環境基準)

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

注：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 2.3.1-3 (2/6) 水質汚濁に係る環境基準

(生活環境の保全に関する環境基準)

【河川（湖沼を除く）】

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L 以上	—

注：基準値は、日間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を 好む水生生物及びこれらの餌生物が 生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲 げる水生生物の産卵場（繁殖場）又 は幼稚子の生育場として特に保全が 必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水 生生物及びこれらの餌生物が生息す る水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁 殖場）又は幼稚子の生育場として特 に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注：基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 2.3.1-3 (3/6) 水質汚濁に係る環境基準

(生活環境の保全に関する環境基準)

【湖沼】

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	-

注：基準値は、日間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

注：基準値は年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低 温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物A の欄に掲げる水生生物の産卵 場（繁殖場）又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な 水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの餌 生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のう ち、生物Bの欄に掲げる水生 生物の産卵場（繁殖場）又は 幼稚仔の生育場として特に保 全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注：基準値は年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場 の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生 生物が生息できる場を保全・再生する水 域又は再生産段階において貧酸素耐性の 低い水生生物が再生産できる場を保全・ 再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生 生物を除き、水生生物が生息できる場を 保全・再生する水域又は再生産段階にお いて貧酸素耐性の低い水生生物を除き、 水生生物が再生産できる場を保全・再生 する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生 生物が生息できる場を保全・再生する水 域、再生産段階において貧酸素耐性の高 い水生生物が再生産できる場を保全・再 生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

注：基準値は、日間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 2.3.1-3 (4/6) 水質汚濁に係る環境基準

(生活環境の保全に関する環境基準)

【海域】

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (D _O)	大腸菌数	n-ヘキサン抽 出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下	検出されない こと。
B	水産2級 工業用水 及びC以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

注：基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

注：基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

ウ

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

注：基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

エ

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

注：基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 2.3.1-3 (5/6) 地下水の水質汚濁に係る環境基準
(地下水)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）

表 2.3.1-3 (6/6) 水質汚濁に係る環境基準
(ダイオキシン類)

項目	基準値	
ダイオキシン類	水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）
土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）

4) 土壌

土壌汚染に係る環境基準は表 2.3.1-4、表 2.3.1-5 に示すとおりである。

表 2.3.1-4 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

出典：平成3年8月23日環境庁告示第46号

表 2.3.1-5 土壌中のダイオキシンに係る環境基準

物質	基準値	備考
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 ・環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施すること。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準
平成11年12月27日 環境庁告示第68号

3.2 その他の公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

1) 大気汚染防止法に係る規制

「大気汚染防止法」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出基準、揮発性有機化合物の排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

計画施設においては、廃棄物焼却炉であり、焼却能力が1時間当たり200kg以上であることから、「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設に該当し、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、水銀及び塩化水素について、排出基準が適用される。

さらに、計画施設は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

詳しい規制値については、表2.3.2-1～表2.3.2-8に示す。

(1) ばい煙発生施設

表 2.3.2-1 ばい煙発生施設の対象規模

施設名	対 象 規 模
廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 又は 焼却能力 200kg/時以上 【法施行令 別表第1の第13項】

出典：大気汚染防止法施工規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

(2) 硫黄酸化物の規制

① 排出基準（K値規制）

「大気汚染防止法」では、K値規制としてばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。

K値は、地域ごとに定められる値であり、大牟田市では2.34となっている。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q：硫黄酸化物の排出量（m³N/時）

K：地域ごとに定められた定数（2.34）（大気汚染防止法施行規則 昭和46年6月22日厚生省・通信商業省令第1号）

H_e：補正された排出口の高さ（m）

② 総量の規制

総量規制は、ばい煙発生施設が集合している地域で、施設ごとの排出基準（K値規制）のみでは二酸化硫黄の環境基準を維持することが困難と認められる地域について、知事が指定地域における総量削減計画を策定し、特定工場等に対しては総量規制基準を、特定工場等以外のものに対しては燃料規制を行う。

表 2.3.2-2 総量規制に係る重油換算値

		原料又は燃料の量	重油換算表
原料の種類	非鉄金属（アルミニウムを除く。）の製造又は製錬の用に供する施設において用いられる原料	1kg	0.63L
	都市ごみ	1kg	0.15L
	廃棄物焼却炉において処理される産業廃棄物	当該原料の処理に伴い平均的に発生する硫酸化物の量に該当する量の硫酸化物を、燃焼に伴い発生する重油の量。ただし、重油1Lあたり0.00186m ³ N/hの硫酸化物量を発生するものとする。	
	その他の原料	当該原料の処理に伴い平均的に発生する硫酸化物の量に該当する量の硫酸化物を、燃焼に伴い発生する重油の量。ただし、重油1Lあたり0.00186m ³ N/hの硫酸化物量を発生するものとする。	
燃料の種類	原油、軽油	1L	0.95L
	ナフサ、灯油	1L	0.90L
	液化天然ガス	1kg	1.3L
	液化石油ガス	1kg	1.2L
	石炭	1kg	0.60L
	コークス	1kg	0.70L
	コークス炉ガス	1m ³ N	0.48L
	木くず（のこくず、樹皮等を含む）	1kg	0.30L
	その他の燃料	当該燃料の量1単位に相当する発熱量を有する重油の量。ただし、重油の発熱量は9,900kcal/Lとする。	

表 2.3.2-3 硫酸化物における排出基準

	対象となる工場又は事業所	規制基準
総量規制	基準適用日前に設置された特定工場等のうち同日以降ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により原燃料使用量が増加したもの	$Q=5.49 \times W^{0.84} + 2.745 \times \{ (W+Wi)^{0.84} - W^{0.84} \}$
	基準適用日以降新たに設置された特定工場等	$Q=2.745 \times Wi^{0.84}$
燃料規制	一つの工場又は一つの事業場において設置されているすべての硫酸化物に係るばい煙発生施設の原燃料使用量の合計量が50L/h以上1,000L/h未満である工場又は事業場	使用される重油及びその他の石油系液体燃料の硫黄含有率が1.0%以下

注：1) 「特定工場等」とは、一つの工場又は一つの事業場において設置されているすべての硫酸化物に係るばい煙発生施設の原料燃料使用量の合計量が 1.0kL/h 以上の工場又は事業場をいう。

2) Q：許容排出量（m³N/時）

W：昭和52年12月1日前に設置されたばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量（重油換算kL/時）

Wi：昭和52年12月1日以後に設置されたばい煙発生施設の設において使用される原料及び燃料の量（重油換算kL/時）

出典：大牟田市地域の総量規制基準（昭和52年12月1日 福岡県告示第1714号）

(3) ばいじん

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 2.3.2-4 に示すとおりである。

表 2.3.2-4 ばいじんの排出基準

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (g/m ³ N)
廃棄物焼却炉	火格子面積が2m ² 以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	4,000以上	0.04

備考：
 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1m³中のばいじんの量とする。
 2 ばいじんの量は、次方により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot Cs$$
 C：ばいじんの量 (g)
 0n：施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉12)
 0s：排出ガス中の酸素濃度 (%)
 (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする)
 Cs：日本工業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量 (g)

出典：大気汚染防止法施行規則 (昭和46年厚生省・通産省令第1号)

(4) 窒素酸化物

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 2.3.2-5 に示すとおりである。

表 2.3.2-5 廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準

施設	規模	排出ガス量 (万m ³ N/時)	許容限度 (ppm)
廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの (連続炉に限る。)	火格子面積が2m ² 以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	すべて	450
廃棄物焼却炉のうち窒素化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの (連続炉に限る。)		4以上	250
		4未満	700
上記外の廃棄物焼却炉	連続炉	すべて	250
	連続炉以外	すべて	250

備考：
 1 上記外の廃棄物焼却炉の連続炉以外における許容限度は4万m³N/h未満の場合、適用猶予とする。
 2 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1m³中の窒素酸化物の量とする。
 3 窒素酸化物の量は、次式により算出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot Cs$$
 C：窒素酸化物の量 (cm³)
 0n：施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉12)
 0s：排出ガス中の酸素濃度 (%)
 (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする)
 Cs：日本工業規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の量 (cm³)

出典：大気汚染防止法施行規則 (昭和46年厚生省・通産省令第1号)

(5) 水銀

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年 6 月 19 日法律第 41 号）が公布され、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められ、平成 30 年 4 月 1 日から施行されている。廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 2.3.2-6 に示すとおりである。

表 2.3.2-6 廃棄物焼却炉に係る水銀の排出基準

施設	規模	排出基準 (μg/Nm ³)	
		新規施設	既存施設
廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上あるいは焼却能力200kg/時以上	30	50

備考：
 1 既存施設とは、施行日（平成30年4月1日）において、現に設置されている施設（既に工事が着手されているものを含む。）をいう。
 2 この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算された排出ガス1m³中の水銀の量とする。

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot Cs$$
 C：水銀の量 (μg/Nm³)
 On：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉12）
 Os：排出ガス中の酸素濃度 (%)
 （当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする）
 Cs：排出ガス中の実測水銀濃度 (0℃、101.32kPa) (μg/Nm³)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

(6) 塩化水素

「大気汚染防止法」では施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 2.3.2-7 に示すとおりである。

表 2.3.2-7 廃棄物焼却炉に係る塩化水素の排出基準

施設	規模	許容限度 (mg)
廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	700

備考：
 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1m³中の塩化水素の量とする。
 塩化水素の量は、次式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21-0s} \cdot Cs$$
 C：塩化水素の量 (mg)
 Os：排出ガス中の酸素濃度 (%)
 Cs：日本工業規格K0107に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の量 (mg)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

(7) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 2.3.2-8 に示すとおりである。

表 2.3.2-8 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (ng-TEQ/m ³ N)
		4,000以上	0.1
廃棄物焼却炉	火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/時以上	2,000以上 4,000未満	1
		2,000未満	5

備考：
 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガスによるものとする。
 2 ダイオキシン類の量は、次式により算出されたダイオキシン類の量とする。

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot Cs$$
 C：ダイオキシン類の量 (ng-TEQ)
 On：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉12）
 Os：排出ガス中の酸素濃度 (%)
 （当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする）
 Cs：高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量 (ng-TEQ)

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

2) 騒音に係る規制状況

(1) 特定工場等に関する基準

特定工場等に係る騒音は、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)、「騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定について」(平成24年3月30日大牟田市告示第184号)及び「騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準の設定について」(平成24年3月30日大牟田市告示第185号)で規制されている。

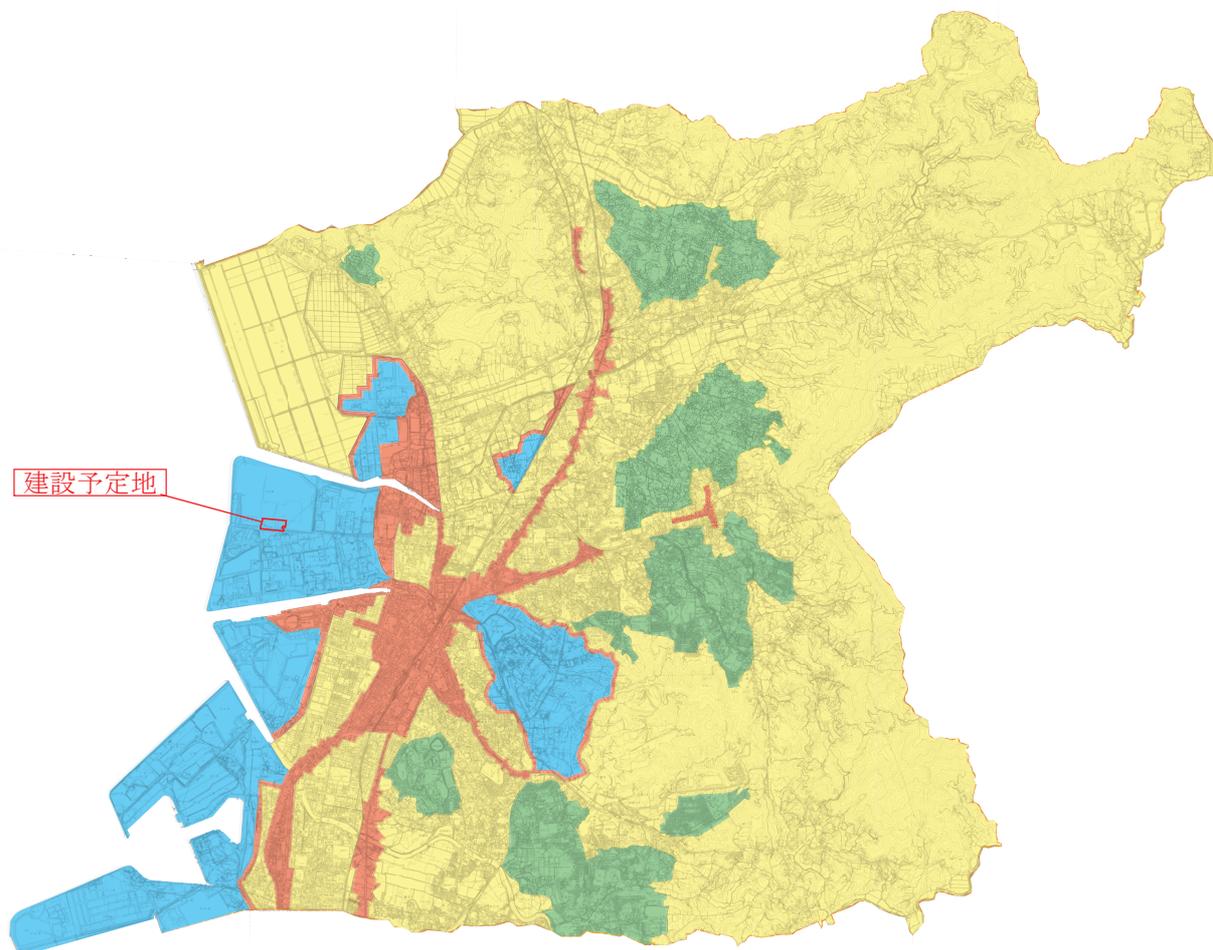
規制基準及び適用する区域の区分は表2.3.2-9に示すとおりであり、建設予定地は第4種区域の規制基準が適用される。(図2.3.2-1参照)

表 2.3.2-9 特定工場等における規制基準

単位：dB

区域の区分		時間の区分		
		昼間 8時～19時	朝・夕 6時～8時 19時～23時	夜間 23時～翌朝6時
第1種区域	第1種及び第2種低層住居専用地域、 第1種及び第2種中高層住居専用地域	50	45	45
第2種区域	第1種及び第2種住居地域、準住居地 域、市街化調整区域他	60	50	50
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65	65	55
第4種区域	工業地域、工業専用地域	70	70	65

出典：特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準
 (昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)
 騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定について
 (平成24年3月30日 大牟田市告示第184号)
 騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準の設定について
 (平成24年3月30日 大牟田市告示第185号)



凡例

-  : 建設予定地
-  : 第1種区域
-  : 第2種区域
-  : 第3種区域
-  : 第4種区域



図2.3.2-1 騒音規制法に基づく地域指定図

(2) 道路交通騒音に係る要請限度

「騒音規制法」に基づく道路交通騒音に係る要請限度は、表 2.3.2-10 に示すとおりである。

表 2.3.2-10 騒音規制法に基づく道路交通騒音の要請限度

地域の類型	基準値 (L _{Aeq} : dB)	
	昼間	夜間
	6:00~22:00	22:00~6:00
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

注：車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。

区域の区分

- a 区域：第1種区域
- b 区域：第2種区域
- c 区域：第3種、第4種区域

出典：騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令の改正について (平成12年 総理府令第15号)
 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の区域の設定について (平成24年3月30日 大牟田市告示第187号)
 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について (平成24年3月30日 荒尾市告示第46号)
 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に関する区域の区分について (平成24年3月30日 荒尾市告示第49号)

3) 振動に係る規制状況

(1) 特定工場等に関する基準

特定工場等に係る振動は、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)、「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定について(平成24年3月30日大牟田市告示第189号)」及び「振動規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準の設定について(平成24年3月30日大牟田市告示第190号)」で規制されている。

規制基準及び適用する区域の区分は表2.3.2-11に示すとおりであり、建設予定地における規制基準は定められていない。(図2.3.2-2参照)

表 2.3.2-11 特定工場等における規制基準

単位：dB

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	8時～19時	19時～翌朝8時
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

注：1) 第1種区域：主として、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、都市計画区域外

2) 第2種区域：主として、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

3) 除外地域：福岡空港、工業専用地域及び臨港地区の一部

出典：特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

(昭和51年11月10日環境庁告示90号)

振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定について

(平成24年3月30日 大牟田市告示第189号)

振動規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準の設定について

(平成24年3月30日 大牟田市告示第190号)

(2) 道路交通振動に係る要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度は、表 2.3.2-12 に示すとおりである。

表 2.3.2-12 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

単位：dB

区域の区分	時間	昼間	夜間
		8時～19時	19時～翌朝8時
第1種区域		65	60
第2種区域		70	65

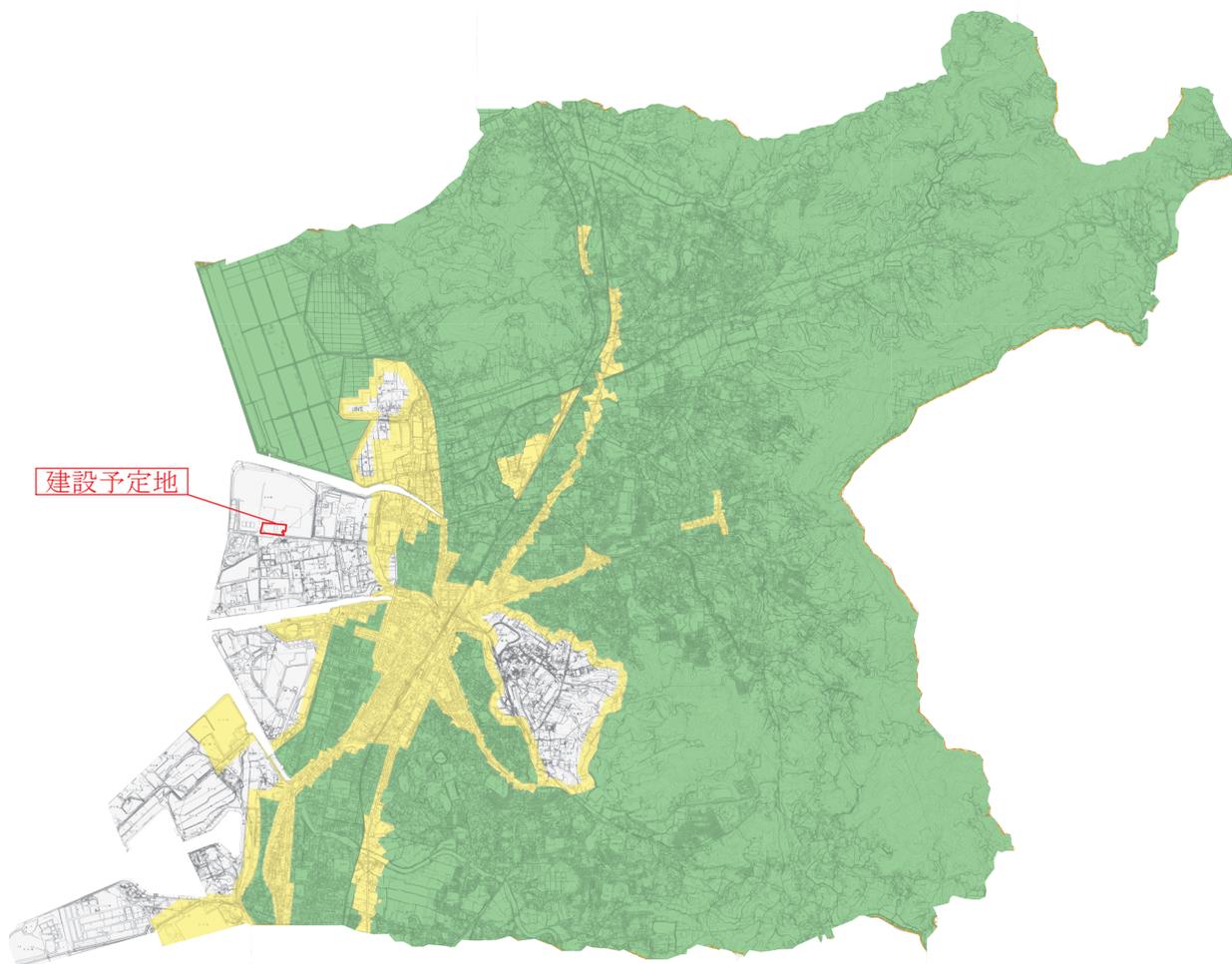
注：1) 第1種区域：主として、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、都市計画区域外

2) 第2種区域：主として、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

出典：振動規制法施行規則 (昭和51年、総理府令第58号)

振動規制法施行規則別表2の備考第1項に規定する区域及び同備考第2項に規定する時間の設定について (平成24年3月30日 大牟田市告示第192号)

振動規制法に基づく道路交通振動の限度に関する区域及び時間の区分について (平成24年3月30日 荒尾市告示第52号)



凡例

 : 建設予定地

 : 第1種区域

 : 第2種区域



図2.3.2-2 振動規制法に基づく地域指定図

4) 悪臭に係る規制状況

悪臭防止法では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物による悪臭についての規制は、アンモニア等の特定悪臭物質の種類ごとに濃度による許容限度として定める規制又は多種多様な複合臭等に対応可能な人の嗅覚を用いた臭気指数による許容限度として定める規制を行うこととされており、大牟田市では特定悪臭物質濃度による規制が行われている。

敷地境界における特定悪臭物質濃度による規制基準は22 物質が定められている。また、気体排出口においては、流量による規制基準（13 物質）が定められている。その他に、排出水中の濃度に係る規制基準（4 物質）がある。悪臭防止法に基づく規制基準を表2.3.2-13 に示す。

建設予定地は、A区域の規制基準が適用される。

表 2.3.2-13 (1/3) 敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準

特定悪臭物質	規制基準 (ppm)	
	A区域	B区域
アンモニア	1.0	2.0
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4.0
酢酸エチル	3.0	7.0
メチルイソブチルケトン	1.0	3.0
トルエン	10.0	30.0
キシレン	1.0	2.0
スチレン	0.4	0.8
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

出典：悪臭防止法施行規則（昭和47年5月30日総理府令第39号）
 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準
 （平成14年3月27日福岡県告示第473号）

表 2.3.2-13 (2/3) 排出口における特定悪臭物質の流量又は濃度に係る規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。 $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ ここで、 q : 流量 (m ³ N/時) He: 補正された排出口の高さ (m) Cm: 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)	
規制対象となる特定悪臭物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

表 2.3.2-13 (3/3) 事業場の敷地外に排出される排出水中における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排出水中の濃度を許容限度とする。 $CLm=k \times Cm$ ここで、 CLm : 排出水中の濃度 (mg/L) k: 係数で、下の表を参照 (mg/L) Cm: 悪臭防止法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値 (ppm)		
規制対象となる特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排出水の量	kの値
メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	16
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	32
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	63
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	14
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	2.9

5) 水質に係る規制状況

(1) 水質汚濁防止法に係る排出基準

水質汚濁防止法では、人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質や生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設を特定施設として定め、これらを設置して、公共用水域に排水を排出する工場又は事業場を規制の対象とし、その排水について表 2.3.2-14 及び表 2.3.2-15 に示す排水基準が定められている。

また、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 48 年福岡県条例第 8 号）により、県の全域を区分し、1 日の排水の量が 50 m³以上の水質汚濁防止法における特定事業場を対象に上乗せ排出基準を設定している（表 2.3.2-16 参照）。

なお、計画施設の排水について、生活系排水は下水道放流とするため、上記の排水基準は適用されない。

表 2.3.2-14 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03 mg/L以下
シアン化合物		1 mg/L以下
有機燐化合物		1 mg/L以下
鉛及びその化合物		0.1 mg/L以下
六価クロム化合物		0.5 mg/L以下
砒素及びその化合物		0.1 mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg/L以下
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/L以下
トリクロロエチレン		0.1 mg/L以下
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L以下
ジクロロメタン		0.2 mg/L以下
四塩化炭素		0.02 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L以下
チウラム		0.06 mg/L以下
シマジン		0.03 mg/L以下
チオベンカルブ		0.2 mg/L以下
ベンゼン		0.1 mg/L以下
セレン及びその化合物		0.1 mg/L以下
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10 mg/L以下
	海域に排出されるもの	230 mg/L以下
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8 mg/L以下
	海域に排出されるもの	15 mg/L以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100 mg/L以下
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L以下

- 注：1) 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により、排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和49年12月1日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 3) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る許容限度は、アンモニア性窒素の0.4を乗じたもの及び亜硝酸性窒素並びに硝酸性窒素の和で表記したものとする。
- 4) セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、暫定基準が適用される業種等がある。

出典：排水基準を定める省令（昭和46年 総理府令第35号）
 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例
 （昭和48年福岡県条例第8号）

表 2.3.2-15 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（その他の項目に係る排水基準）

項目		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	5.8以上8.6以下
	海域に排出されるもの：	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160mg/L
		(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)		160mg/L
		(日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)		200mg/L
		(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000個/cm ³
窒素含有量		120mg/L
		(日間平均 60mg/L)
リン含有量		16mg/L
		(日間平均 8mg/L)

- 注：1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6) 窒素含有量及びリン含有量についての排水基準は、環境大臣が定める湖沼及び海域並びにこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

出典：排水基準を定める省令（昭和46年 総理府令第35号）

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例
(昭和48年福岡県条例第8号)

表 2.3.2-16 (1/2) 福岡県条例による上乗せ排出基準 (区域)

区域の名称	範囲
瀬戸内海水域	山国川及び山国川河口左岸から北九州市若松区妙見崎灯台に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域
大牟田水域	隈川及び隈川河口左岸から福岡県と熊本県の境界線に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域
博多湾水域	福岡市東区大字勝馬2115番地先北端と同市西区大字西浦2467番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
遠賀川・筑後川・矢部川水域	遠賀川、筑後川及び筑後川左岸から隈川右岸に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域
筑前海水域	北九州市若松区妙見崎灯台から福岡県と佐賀県の境界線に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域 (博多湾水域並びに遠賀川及びこれに流入する公共用水域を除く)

注：この表に掲げる区域は、昭和 63 年 12 月 1 日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

出典：水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例 (昭和48年福岡県条例第8号)

表 2.3.2-16 (2/2) 福岡県条例による上乘せ排出基準 (大牟田川水域) (一部抜粋)

1. 大牟田川 (大牟田川港湾区域を除く。以下この表において同じ) 及びこれに流入する公共用水域

業種 (施設)	項目及び物質並びにその許容限度 (単位 mg/L)									
	BOD	SS	ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類)	フェノール類	シアン化合物	有機リン化合物	カドミウム及びその化合物	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物
し尿処理施設	45 (30)	120 (90)	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の施設	15 (10)	100 (70)	1	1	検出されないこと。		0.01	0.1	0.05	0.05

2. 大牟田川河口の中央を中心とする半径 500m の円弧及び陸岸に囲まれた海域 (大牟田川港湾区域を含む) 並びにこれに流入する公共用水域 (大牟田川及びこれに流入する公共用水域を除く)

業種 (施設)	項目及び物質並びにその許容限度 (単位 mg/L)					
	BOD	COD	SS	ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類)	フェノール類	カドミウム及びその化合物
特定事業場から排出される水 (公共用水域に排出されるものを除く) の処理施設 (し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く)	—	120 (100)	100 (70)	3	1	0.01
その他の施設	40 (30)	40 (30)	100 (70)	1	1	0.01

3. 1 及び 2 を除く大牟田水域

業種 (施設)	項目及び物質並びにその許容限度 (単位 mg/L)				
	BOD	COD	SS	ノルマルヘキサン抽出物 (鉱油類)	フェノール類
① 下水道整備地域に所在する特定事業場					
全業種	30 (20)	30 (20)	100 (700)	—	—

- 注：1) BOD に係る上乘せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水及びし尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排水に限り適用し、COD に係る上乘せ排水基準は、海域に排出される排水 (し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排水を除く) に限り適用する。
- 2) () 内の数値は日間平均値による許容限度で 1 日の排水の平均的な汚水状態について定めたものである。
- 3) 「下水道整備地域」とは、下水道法 (昭和33年法律第79号) 第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。
- 4) 2 の項においてその他の施設に係るカドミウム及びその化合物の許容限度は、非鉄金属製造業に係る特定事業場から排出される排水に限り適用する。
- 5) この表において「有機リン化合物」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。
- 6) 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例第 4 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例 (昭和48年3月福岡県条例第 8 号)

(2) 下水道等への放流に係る排除基準

計画施設からの処理水等を下水道へ放流する場合には、下水道法（昭和33年4月24日）及び大牟田市下水道条例（昭和45年条例3号）に基づき、下水道排除基準が適用される（表2.3.2-17参照）。

表 2.3.2-17 下水道排除基準

法令	項目	下水道排除基準値	
大牟田市下水道条例	温度	45 ℃以下	
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L以下	
	水素イオン濃度	水素指数5以上9以下	
	生物化学的酸素要求量	600 mg/L以下	
	浮遊物質	600 mg/L以下	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L以下	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L以下	
	窒素含有量	240 mg/L以下	
	リン含有量	32 mg/L以下	
	沃素消費量	220 mg/L以下	
下水道法	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下	
	シアン化合物	1 mg/L以下	
	有機リン化合物	1 mg/L以下	
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	
	六価クロム化合物	0.5 mg/L以下	
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	
	チウラム	0.06 mg/L以下	
	シマジン	0.03 mg/L以下	
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	
	ベンゼン	0.1 mg/L以下	
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	
	ほう素及びその化合物	海域以外に排出	10 mg/L以下
		海域に排出	230 mg/L以下
	ふっ素及びその化合物	海域以外に排出	8 mg/L以下
		海域に排出	15 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下	
	フェノール類	5 mg/L以下	
	銅及びその化合物	3 mg/L以下	
	亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下	
	鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下	
	マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下	
	クロム及びその化合物	2 mg/L以下	
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	

出典：下水道法施行令（昭和34年4月22日）
大牟田市下水道条例（昭和45年条例3号）

3.3 自然保護関係法令に基づく規制等

1) 「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に基づく指定状況

建設予定地付近では「自然公園法」に基づく自然公園として、北に約3kmの場所に福岡県矢部川県立自然公園が、南東に約5kmの場所に熊本県小岱山県立自然公園が指定されている。

2) 「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全地域等の指定状況

建設予定地及びその周辺では、「自然環境保全法」に基づく自然環境保全地域等の指定はない。

3) 「都市緑地保全法」(昭和48年法律第72号)に基づく緑地保全地域の指定状況

建設予定地及びその周辺では、「都市緑地保全法」に基づく緑地保全地域等の指定はない。

4) 「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく風致地区の指定状況

大牟田市では、黒崎風致地区及び片平山風致地区の2地区が風致地区として指定されているが、どちらの区域においても建設予定地及びその周辺から約3km以上離れている。

5) 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)に基づく鳥獣保護区等の指定状況

大牟田市では、三塚山鳥獣保護区及び甘木山鳥獣保護区の2地区が県指定鳥獣保護区に指定されているが、建設予定地及びその周辺から約3km以上離れている。

また、荒尾市では国指定荒尾干潟鳥獣保護区が指定されているが、建設予定地及びその周辺から約4km以上離れている。

6) 「ラムサール条約」に基づく条約湿地の指定状況

建設予定地周辺では、ラムサール条約湿地として荒尾市の荒尾干潟が指定されているが、建設予定地及びその周辺から約5km以上離れている。

3.4 国土保全・防災関係法令に基づく規制等

1) 「河川法」(昭和39年法律第167号)に基づく河川区域及び河川保全区域の指定状況

大牟田市における「河川法」に基づく河川区域として、堂面川、諏訪川、大牟田川等が指定されているが、建設予定地及びその周辺の区間は河川区域に指定されていない。

2) 「砂防法」(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地の指定状況

大牟田市における「砂防法」に基づく砂防指定地は、山口川、鳴川、椈川、堂面川等、東部を中心に指定されているが、建設予定地及びその周辺にはない。

3) 「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域の指定状況

大牟田市における「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域は、東部を中心に釈迦堂、勝立、稲荷山団地の3区域が指定されているが、建設予定地及びその周辺にはない。

4) 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩落危険区域の指定状況

大牟田市における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩落危険区域は、常磐、岬、花園等の12区域が指定されているが、建設予定地及びその周辺にはない。

5) 「生産緑地法」(昭和49年法律第68号)に基づく生産緑地地区の指定状況

大牟田市における「生産緑地法」に基づく生産緑地地区の指定はない。